

千葉市こども未来応援プラン —子どもの貧困対策推進計画—

平成29年度～平成33年度

平成29年3月

千葉市

<目 次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 本市の計画	10
第2章 本市における子どもの貧困の状況	11
1 全国との比較	13
2 アンケート調査結果概要	21
3 支援者・当事者ヒアリング結果	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	43
2 課題と取組みの基本目標	44
3 施策体系表	46
第4章 施策の展開	49
1 教育の支援	51
2 生活の支援	55
3 保護者の就労・経済的支援	61
4 連携体制等	63
第5章 計画推進にあたって	65
1 推進体制	67
2 計画の進行管理	67
3 数値目標	67
参考資料	69
1 子どもの貧困対策の推進に関する法律	71
2 子供の貧困対策に関する大綱	73

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、平成24年には、全国の子どもの約6人に1人、ひとり親家庭においては、約2人に1人が全国の平均的な所得の半分の所得を下回る状況、相対的貧困の状況にあり、相対的貧困の比率は、OECD加盟国の中でも低位となっています。

また、生活保護世帯、児童養護施設等の児童の進学率は、全児童平均と比べ、相当に低い状況にあります。

国においては、このような状況を踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を取りまとめました。

千葉市（以下、「本市」という。）においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人にのぼり、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

さらに、本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高等学校・大学等進学率は、全国平均よりも低い等、厳しい状況に置かれています。

貧困の状況にある子どもと家庭の全国的な課題は、本市においても課題となっており、家庭の経済状況に関わらず、学習の機会均等を図るとともに、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが将来に夢と希望を持って成長できる社会の実現が望まれます。

そのため、関連する各部局が連携を図りながら、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するため、「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画策定の背景～子どもの貧困対策に関する国及び千葉県の動向～

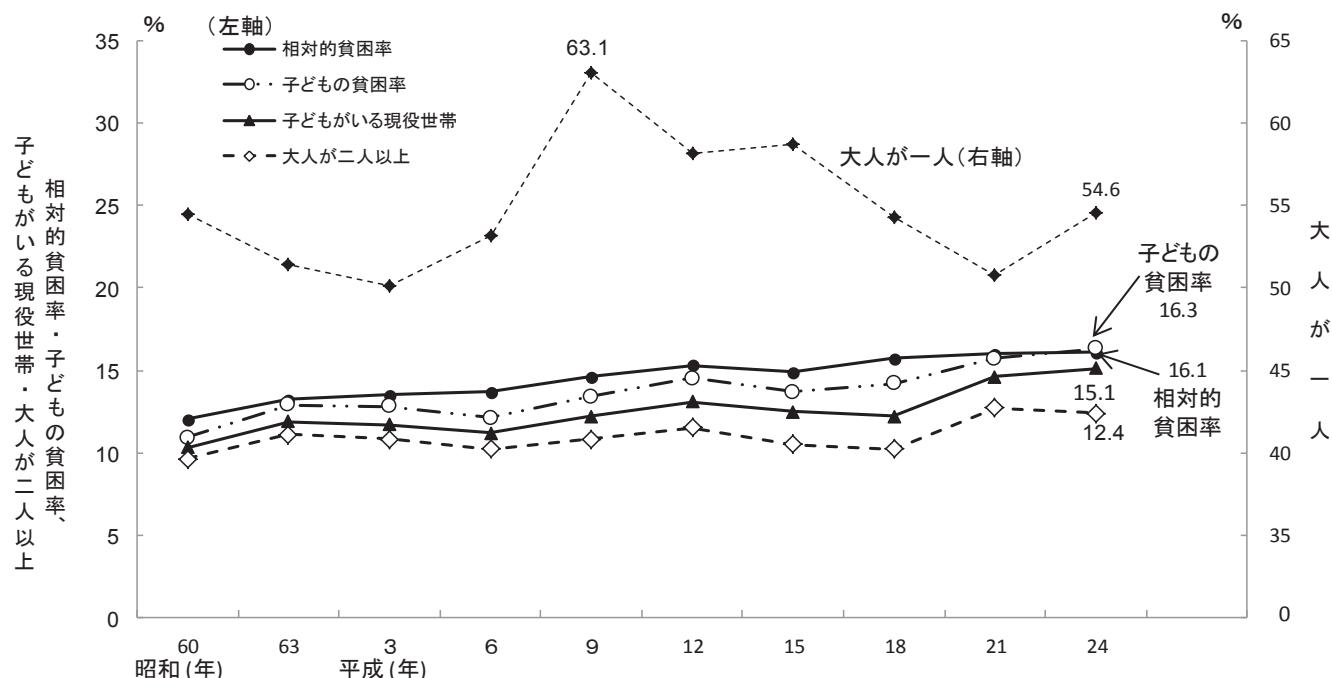
(1) 国の動向

ア 全国の子どもの貧困の状況

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は平成24年で16.3%、同じく大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%となっており、2010年における貧困率の国際比較では、子どもの貧困率はOECD加盟34か国中25位、大人が1人の世帯では、OECD加盟34か国中33位と世界的にも高い状況となっています。

なお、「国民生活基礎調査」においては、子どもの貧困率について、都道府県・政令市等、自治体ごとの数値は公表されていません。

貧困率の年次推移

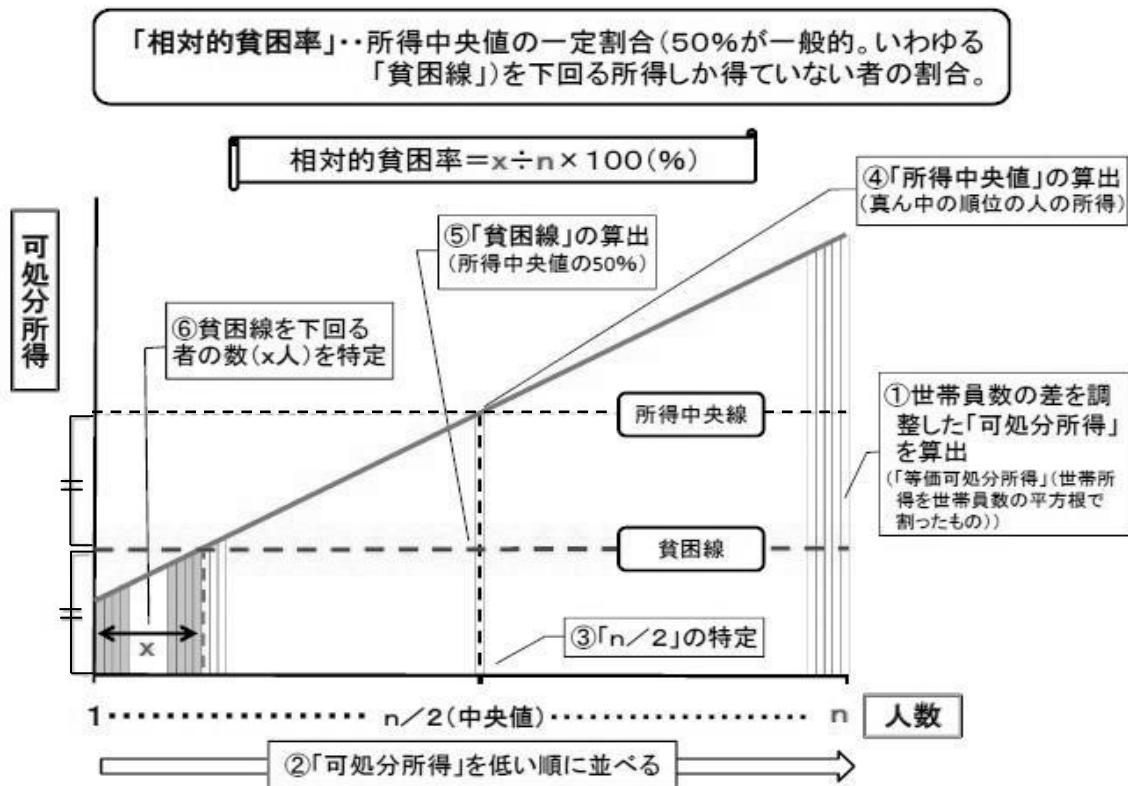


	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が一人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が二人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

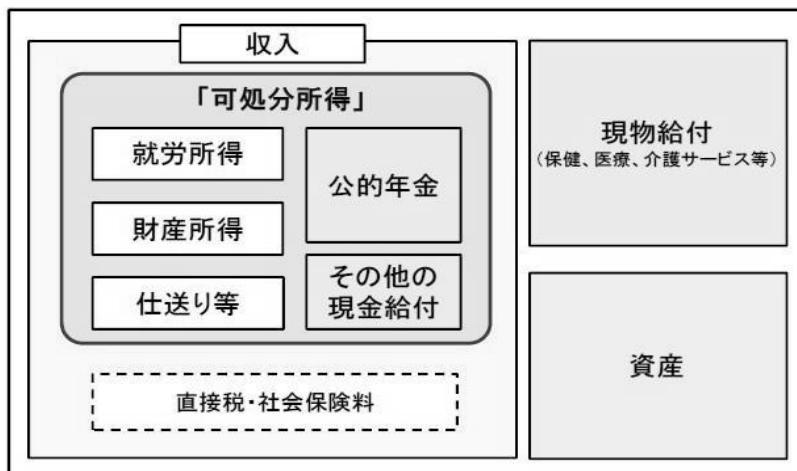
出所: 厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

- ※ 相対的貧困率： 貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合
- ※ 子どもの貧困率： 子ども（18歳未満）全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率： 現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合
- ※ 等価可処分所得： 世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得
- ※ 大人が一人の貧困率： 現役世帯のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合。「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれる。
- ※ 貧困線： 等価可処分所得の中央値の半分の額

◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。※「資産」の多寡については考慮していない。



<「絶対的貧困」と「相対的貧困」について>

「絶対的貧困」とは、人間として最低限の生活をも営むことができないような貧困状態をいい、「相対的貧困」とは、属する社会（国等）における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいいます。

つまり、「絶対的貧困」とは、家計の収入と支出との比較により、「相対的貧困」とは、家計の収入と属する社会における他者の収入との比較により、捉えています。

従って、「相対的貧困」とされる人の所得水準は比較対象としての社会（国等）によって異なり、当該社会（国等）における貧困線となる所得額も、その社会自体の経済状況等に伴い変動することとなります。

なお、「相対的貧困率」でいう所得は「可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。

イ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(ア) 制定の背景

前述のような状況を受け、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法律」といいます。）が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行されました。

(イ) 法律の概要

法律の概要は、以下のとおりです。

a 目的

法律の目的は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することと定められています。

b 基本理念

基本理念としては、次の2つが挙げられています。

- ・子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと。
- ・子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならないこと。

c 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされています。

d 子どもの貧困対策に関する大綱について

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次に掲げる4つの事項を盛り込んだ、子どもの貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」といいます。）を定めなければならないと規定されています。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

e 必要な施策を講ずるべき分野

必要な施策を講ずるべき分野として、次の4つが示されています。

- ・就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援
- ・貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援
- ・貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援
- ・各種の手当等の支給、貸付金の貸付その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援

ウ 大綱の策定

(ア) 策定の経緯

政府では、平成 26 年 4 月、法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、大綱の案を作成することとしました。

作成にあたっては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者からの意見聴取が行われました。そして、それらの意見は「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として整理され、政府はこの提言を受けて、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成しました。

(イ) 大綱の概要

a 「子供の貧困対策に関する基本的な方針」

大綱においては、「子供の貧困対策に関する基本的な方針」として、以下の 10 項目が挙げられています。

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

b 当面の重点施策

子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むとされています。

領域	大項目	中項目
教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 地域による学習支援 高等学校等における就学継続のための支援
	(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
	(3)就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 特別支援教育に関する支援の充実
	(4)大学進学に対する教育機会の提供	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
	(5)生活困窮世帯等への学習支援	
	(6)その他の教育支援	学生のネットワークの構築 夜間中学校の設置促進 子供の食事・栄養状態の確保 多様な体験活動の機会の提供
生活の支援	(1)保護者の生活支援	保護者の自立支援 保育等の確保 保護者の健康確保 母子生活支援施設等の活用
	(2)子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援 食育の推進に関する支援 ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
	(3)包括的な支援体制の整備	関係機関の連携
	(4)子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 親の支援のない子供等への就労支援 定時制高校に通学する子供の就労支援 高校中退者等への就労支援
	(5)支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 相談職員の資質向上
	(6)その他の生活支援	妊娠期からの切れ目ない支援等 住宅支援
保護者に対する就労の支援		親の就労支援 親の学び直しの支援 就労機会の確保
経済的支援		児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し ひとり親家庭支援施策の調査・研究の実施に向けた検討 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 教育扶助の支給方法 生活保護世帯の子供の進学時の支援 養育費の確保に関する支援
その他		国際化社会への対応

c その他

その他、以下が記載されています。

- ・今後の対策推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこと。
- ・施策の推進体制
- ・子どもの貧困対策会議において施策の実施状況等の検証・評価を行い、見直しや改善に努めること。
- ・社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に大綱の見直しを検討すること。

(2) 県の動向

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」

ア 策定について

都道府県における子どもの貧困対策計画の策定は努力義務ですが、千葉県（以下、「県」といいます。）では、すべての子どもが、夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下、「県の計画」といいます。）を策定し、平成27年12月に公表しました。県の計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握のうえ、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るべく、4項目の重点的支援施策を示しています。

イ 県の計画の概要

県の計画の概要は、以下のとおりです。

（ア）基本理念

基本理念は、「すべての子どもが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す」ことと定められています。

（イ）対象となる地域

県の計画は、「千葉県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理」するものとされています。

（ウ）計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年です。

（エ）重点的支援施策

県の計画では、重点的支援施策として、次の4項目が示されています。

教育の支援	<ul style="list-style-type: none">・学校を核とした子どもへの支援・就学支援の充実・大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援
生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・保護者への生活支援・子どもの生活や就労への支援・児童養護施設等の子どもへの支援・その他の生活の支援
保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none">・保護者の就労への支援・保護者の就労に係る資格取得への支援
経済的支援	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親世帯への経済的支援・その他の経済的支援

3 本市の計画

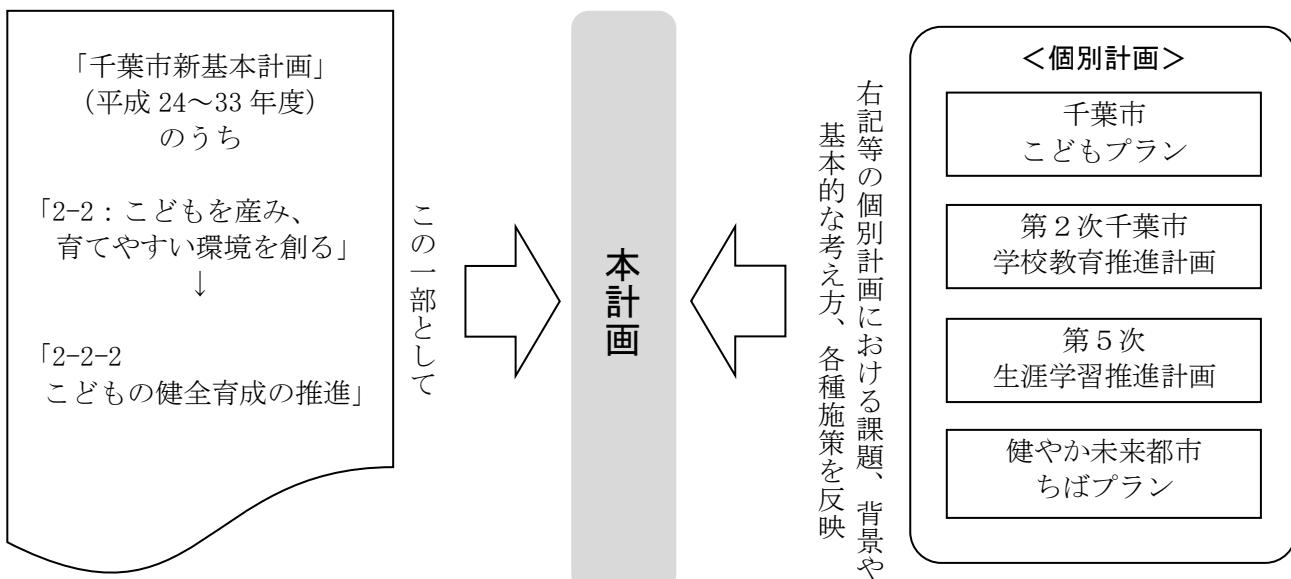
(1) 計画の対象

法律及び大綱の趣旨を踏まえ、本計画では、大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね 20 代前半までの以下に掲げるような子ども・若者とその家庭を対象とします。

- ① 経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭
- ② 上記①に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭

(2) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、平成 24 年 3 月に策定された「千葉市新基本計画」の一部として、また「千葉市こどもプラン」、「第 2 次千葉市学校教育推進計画」、「第 5 次生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組みを示すものです。



(3) 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

第2章 本市における子どもの貧困の状況

1 全国との比較

(1) 生活保護などの支援制度の対象児童の状況

生活保護、児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童及び社会的養護の対象児童など、支援を要する児童数について、本市の合計とともに、一定の条件のもとで、全国の状況を試算したものが次の表となります。

18歳以下の全児童数に占める割合は、本市が7.9%、全国が10.4%となり、相対的に全国よりも制度を利用する児童数の比率は少ない状況であることがうかがわれます。

しかしながら、本市においても約13,000人の児童が生活保護等の制度を利用しておらず、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

	千葉市	全国		備考
		数	時点	
①	全児童数	161,672	H28.3.31	20,787,000 H27.10.1 18歳以下人口 市:住民基本台帳人口、全国:総務省国統計局人口推計
②	生活保護	2,139	H28.3	264,734 H27.7 市:保護課集計 全国:厚生労働省被保護者調査
③	児童扶養手当	9,456	H28.3.31	1,525,454 推計値 市:こども家庭支援課集計 全国:受給者(世帯)数1,037,724名に、本市の受給者数に 対応する平均児童数の比率を乗じて推計
④	②・③重複分	1,381	H28.3.31	222,716 推計値 市:こども家庭支援課集計 全国:本市の児扶手当受給者の生保受給者割合により推計 (全国の③×千葉市の④/③)
⑤	就学援助	6,290	H28.3.31	1,539,680 H26.3.31 市:学事課集計 全国:文部科学省就学援助実施状況等調査 (要保護+準要保護児童生徒)
⑥	②・③・⑤重複分	3,953	H28.3.31	984,500 推計値 市:学事課推計(申請理由:生活保護・児童扶養手当受給者分) 全国:要保護+準要保護児童数から、本市の児童扶養手当受給者数の 割合相当を控除して推計
⑦	社会的養護対象児童	167	H28.3.31	45,677 H27.10.1 市:こども家庭支援課集計 全国:厚生労働省資料
⑧	生活保護等の支援制度を利用している児童数 (②+③-④+⑤-⑥+⑦)	12,718		2,168,329
⑨	全児童に占める支援制度を利用している児童の割合 (⑧/①)	7.9%		10.4%

(注1) 上記の全国数値は、一定の条件のもとでの試算であり、本市の状況と全国の状況を比較するための参考数値として算出したものです。

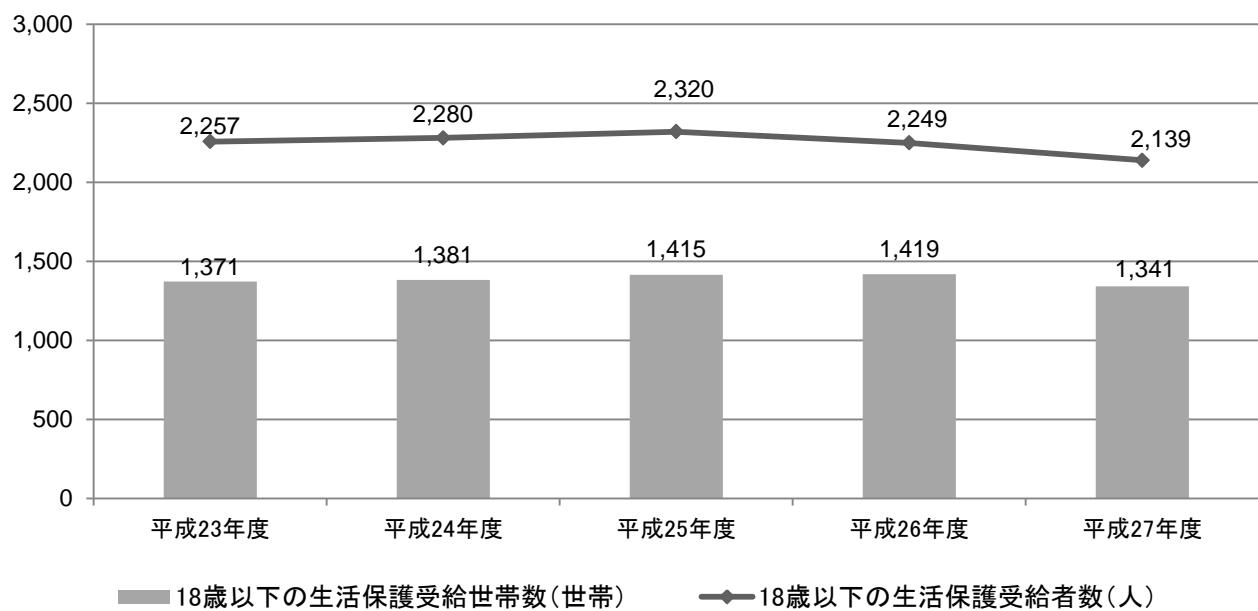
(注2) 児童福祉法の対象は18歳未満ですが、児童扶養手当や社会的養護等、高校卒業まで等の18歳到達後の年度末までを支援対象としている事業が多いことから、ここでは、18歳以下を対象として示しています。

(2) 18歳以下生活保護受給世帯数、受給者数の推移

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

本市の18歳以下の生活保護受給者数は平成25年度まで増加していましたが、平成26年度になって一転減少しています。一方、生活保護受給世帯数は平成26年度をピークとして、直近では減少傾向にあります。

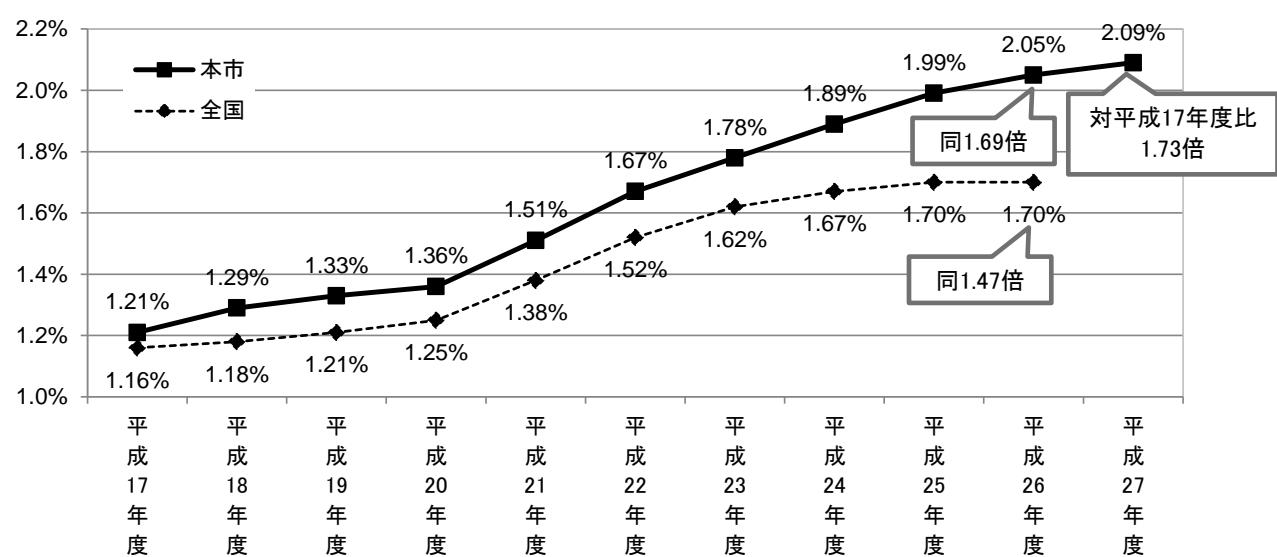
18歳以下の生活保護受給者数及び生活保護受給世帯数



出所：本市保護課調べ

次のグラフは、本市と全国の生活保護率（人口百人当たりの保護人員の比率）を示したものです。18歳以下に限った場合とは異なって年々増加傾向にあり、平成17年度との比較において、全国では平成26年度には1.47倍であるのに対し、本市は平成26年度には1.69倍、平成27度には1.73倍となっています。

生活保護率の推移



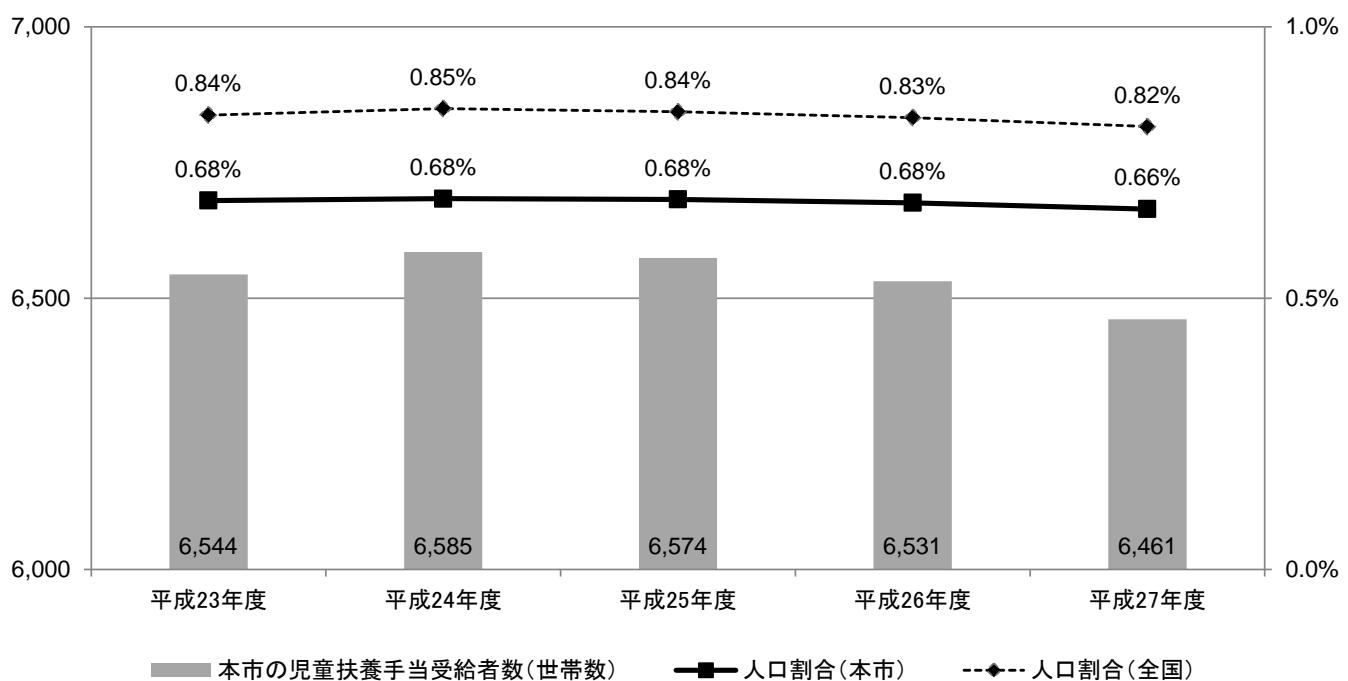
出所：本市保護課調べ、厚生労働省「被保護者調査」

(3) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

本市の児童扶養手当受給者数は、平成24年度に一度増加したものの、その後、減少傾向にあります。人口に対する割合でみると、全国よりも低い水準で推移しています。

児童扶養手当受給者数の推移



出所：本市こども家庭支援課調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 全国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による（各年 10 月 1 日現在）。

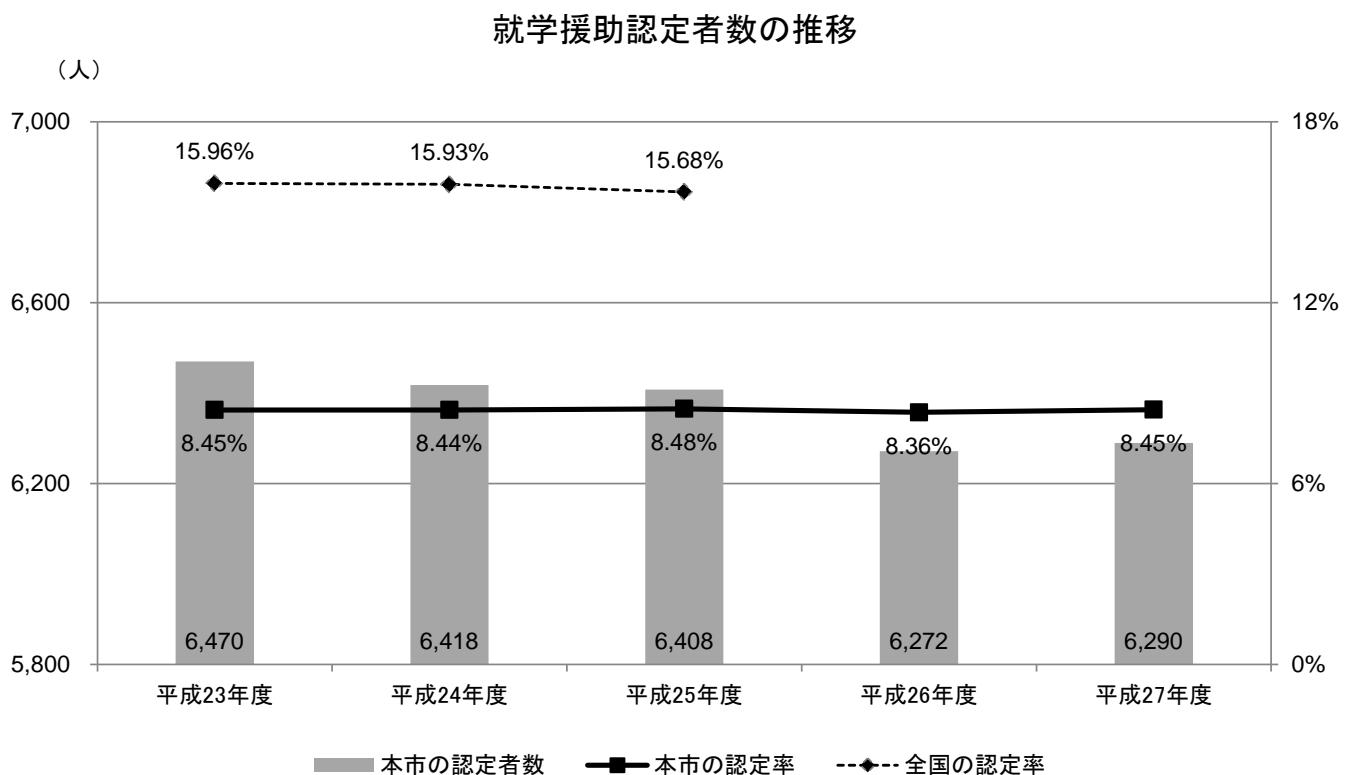


(4) 就学援助認定者数の推移

就学援助制度とは、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助する制度です。就学援助の対象者は、生活保護を受給している方（要保護者）又はそれに準ずる程度に困窮していると本市が認定した方（準要保護者）になります。

本市において就学援助の対象として認定された児童生徒数は、平成27年度には平成23年度から180人減少し、6,290人となっていますが、就学援助の対象として認定された児童生徒の割合、すなわち認定率は平成27年には8.45%であり、平成23年度から横ばい傾向となっています。

なお、本市の認定率は、全国との比較においては大幅に低くなっています。



出所：本市学事課調べ、文部科学省データ

(注1) 就学援助の認定率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）児童生徒数で除して算出したものである。

(注2) 準要保護の認定基準は、市町村によりその運用方法（認定に当たっての適用方法）が異なる。

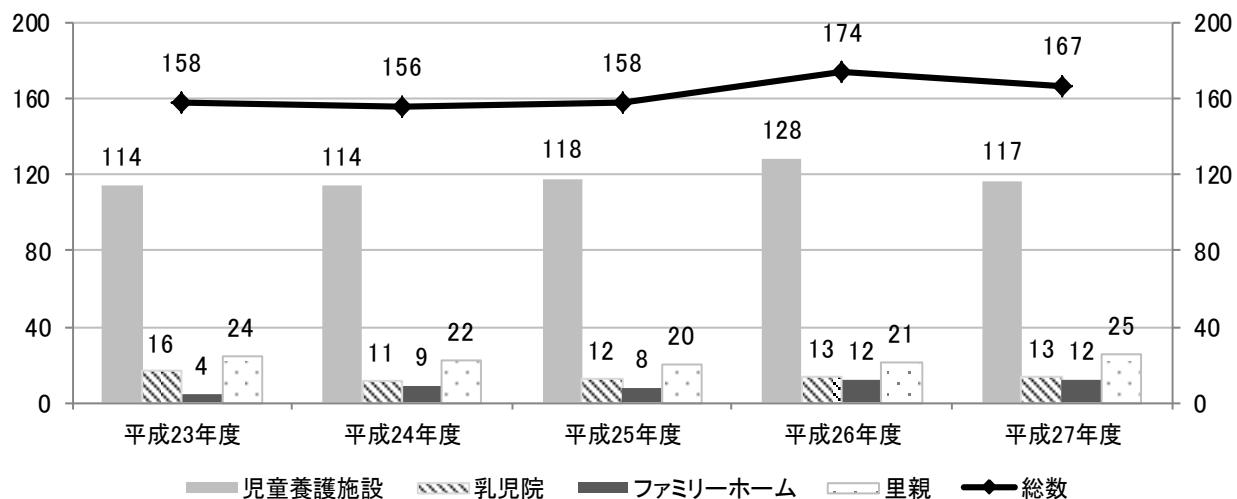
(5) 社会的養護を要する児童数の推移

保護者のいない児童や児童虐待等、子どもが家庭で生活することが困難な場合に、子どもを公の責任の下で保護・育成する仕組みを社会的養護といいます。

乳児院や児童養護施設といった施設のほか、自らの家庭において子どもを養育する里親や、養育者の住居において養育するファミリーホーム等の制度があります。

本市における児童数は、概ね 160～170 人程度で推移しています。

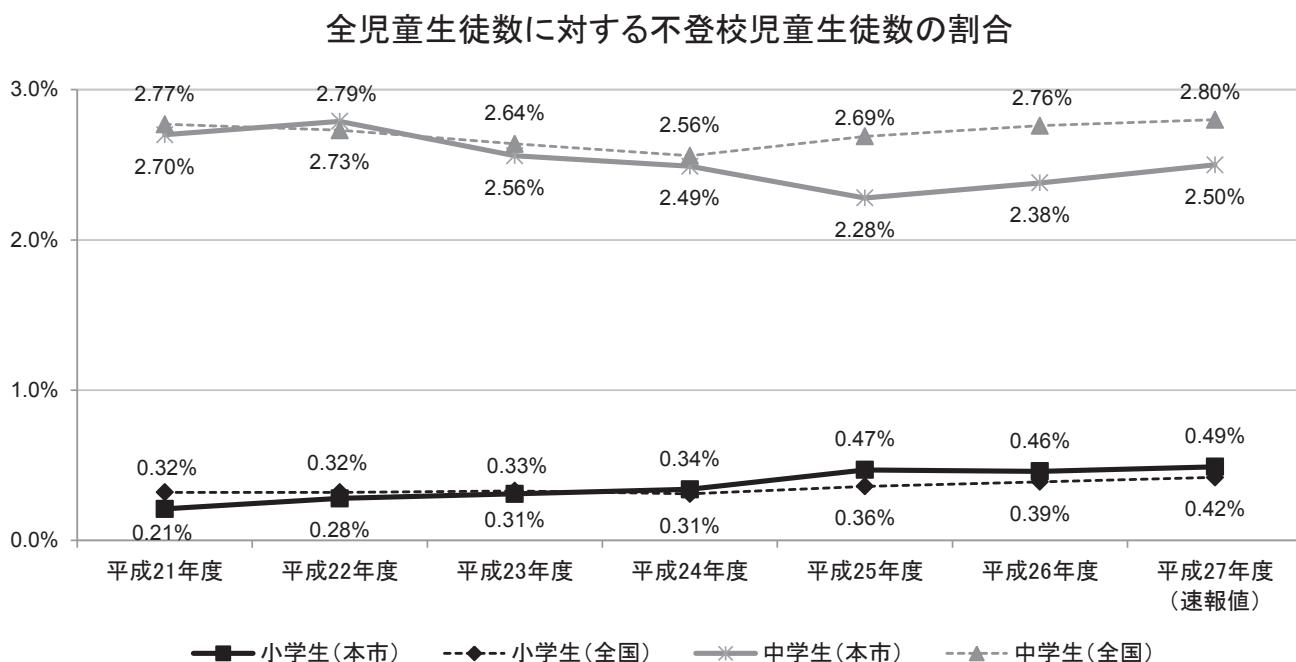
社会的養護の対象児童～各年度末措置児童数の推移～



出所：本市児童相談所調べ

(6) 市立小中学校における不登校児童生徒数の推移

本市における不登校児童生徒数の割合は、小学生において増加傾向にあり、平成26年度には平成21年度と比べて0.25%増えています。また、平成24年度以降は全国平均を上回る水準で推移しています。一方、中学生については、平成26年度には平成21年度と比べて0.32%減少し、平成23年度を境に全国平均を下回っています。



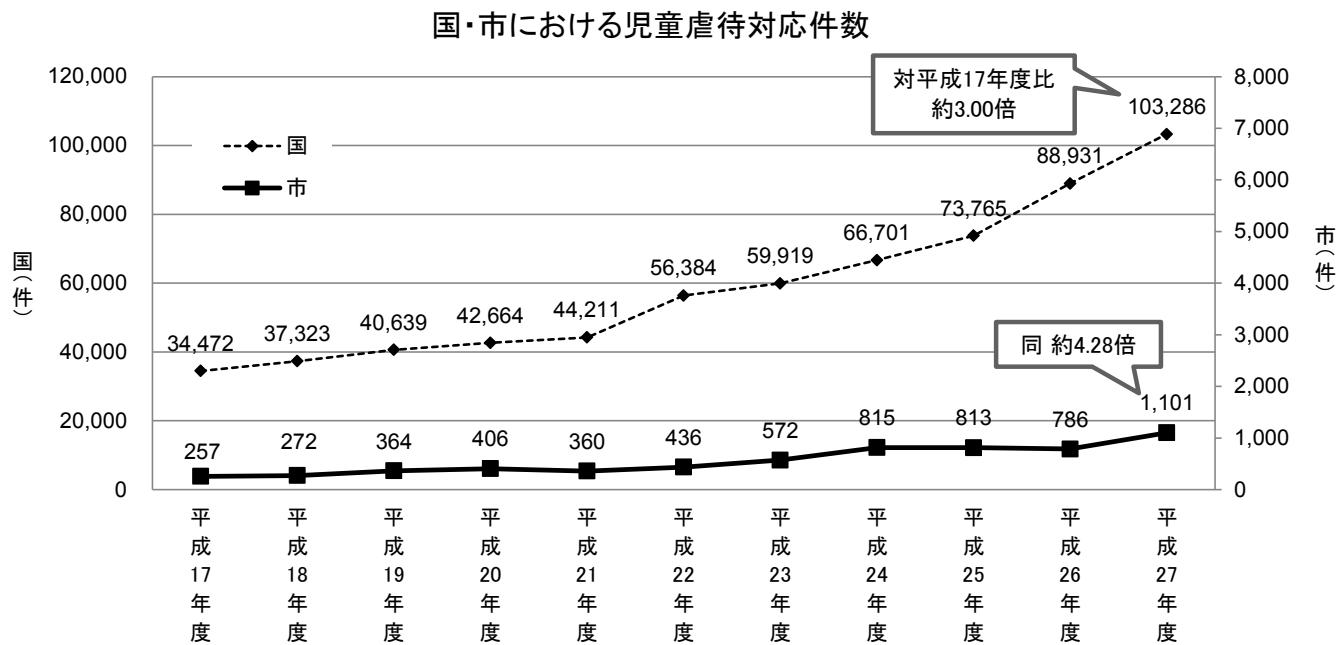
出所：本市教育委員会調べ、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注1) 調査対象：国公私立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

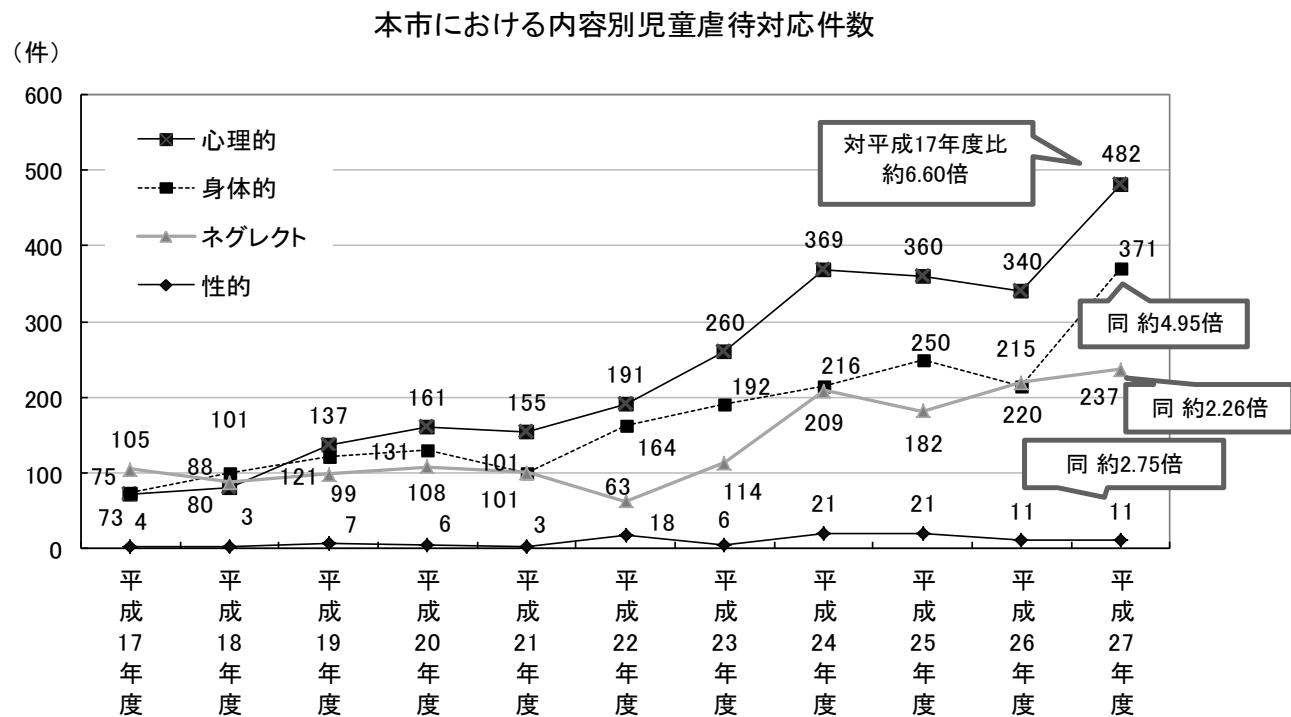
(7) 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数は、近年では、平成 25 年度、平成 26 年度にいったん減少したものの、平成 27 年度の 1 年間で 1,000 件を超えていました。平成 17 年度との比較でみると、全国が 3.00 倍の中、市は 4.28 倍となっています。



出所：本市児童相談所調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

内容別にみると、平成 17 年度との比較で、平成 27 年度には心理的虐待が 6.60 倍、身体的虐待は 4.95 倍、ネグレクトは 2.26 倍、性的虐待は 2.75 倍となっています。



出所：本市児童相談所調べ

(8) 子どもの貧困に関する指標の状況

国においては、子どもの貧困に関する関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定しており、比較可能な本市の数値は、次のとおりとなります。

生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率については、全世帯平均よりも相当に低い状況にあり、また、本市の実績は、全国の生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率と比較しても低い状況にあります。

指標の項目	全国 実績	千葉市 実績	【参考】 本市全児童 平均 ※8
生活保護世帯に属する子供			
高等学校等進学率	※1 92.8%	※4 88.9%	99.1%
高等学校等中退率	※1 4.5%	※4 4.8%	-
高校卒業後進学率	※1 33.4%	※4 33.3%	84.5%
大学等	20.0%	18.9%	60.5%
専修学校等	13.5%	14.4%	24.0%
就職率			
中学校卒業後	※1 1.7%	※4 2.3%	0.3%
高等学校卒業後	※1 45.5%	※4 43.2%	8.6%
児童養護施設等の子供			
進学率			
中学校卒業後	96.9%	93.8%	99.1%
高等学校卒業後	27.1%	18.2%	84.5%
大学等	13.5%	9.1%	60.5%
専修学校等	※2 13.6%	※5 9.1%	24.0%
就職率			
中学校卒業後	1.9%	6.2%	0.3%
高等学校卒業後	66.0%	72.7%	8.6%
スクールソーシャルワーカー配置人数	※3 1,186人	4人	※7
スクールカウンセラー配置率			
小学校(配置する割合)	※3 56.9%	※6 17.8%	
中学校(配置する割合)	※3 87.1%	100.0%	

※ 1 : 平成 27 年 4 月 1 日 厚生労働省・援護局保護課調べ

※ 2 : 国大綱の指標は、児童養護施設児童を対象 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ) としているが、ここでは、里親・ファミリーホームの児童を含めた数値 (厚生労働省に別途確認)

※ 3 : 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成 26 年度実績)

※ 4 : 平成 27 年 4 月 1 日 本市保護課調べ

※ 5 : 平成 27 年度の千葉市児童相談所措置児童実績

※ 6 : 小学校には学区中学校スクールカウンセラーが対応しているため、全学校で相談が可能

※ 7 : 平成 28 年 4 月 1 日現在

※ 8 : 文部科学省「学校基本調査」(平成 27 年度)などを基に算出

2 アンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

ア 調査の趣旨

計画の策定にあたり、支援を要する家庭の親と子の生活状況等を把握するため、実施した。

主に、i) 家庭や児童の置かれている困難な状況の把握

ii) 学校以外の学習状況の把握

iii) 子どもの貧困の視点（健全な育成環境、教育の機会均等）でのサービスニーズの把握を目的とする。

イ 対象者・世帯数

① ひとり親家庭の保護者と子（小学生～高校生年齢） (700 世帯)

（児童扶養手当受給世帯）

② 生活保護世帯の保護者と子（同上） (700 世帯)

③ 就学援助世帯の保護者と子（同上） (600 世帯)

計 2,000 世帯

④ 児童養護施設及びファミリーホームの施設職員と児童

52 人

⑤ 里親とその児童

10 世帯

※ 以下、④、⑤を合わせて「社会的養護」と表記します。

ウ 実施方法

平成 28 年 7 月 1 日アンケート送付、18 日アンケート回収期限

エ 対象者の抽出方法

①・②：小学生～高校生年齢の子どものいる世帯を無作為抽出

③：制度利用者から、小学生・中学生年齢の子どもがいる世帯を 300 人ずつ無作為抽出

④・⑤：中学生以上の措置児童全員（20 歳までの措置延長児童を含む。）

オ 調査実施にあたり、留意した点

（ア）アンケートは無記名とし、個人を特定していない。

（イ）中学生・高校生向けアンケートは、振り仮名を付した。

（ウ）中学生・高校生向けアンケートについては、保護者・施設職員・里親（以下「保護者等」という。）が閲覧しないよう、子どもが封緘の上、保護者等に渡し、保護者等のアンケートと一緒に返送をお願いした。

カ 対象者アンケートの回答率

■回答者：保護者、施設職員、里親

対象者	送付数	回答数 (保護者、施設職員、 里親)	回答率	回答数 (児童)
全体	2,062	514	24.9%	361
① ひとり親家庭	700	179	25.6%	115
② 生活保護世帯	700	140	20.0%	88
③ 就学援助世帯	600	141	23.5%	104
④ 児童養護施設、ファミリーホーム	62	54	87.1%	54
⑤ 里親				

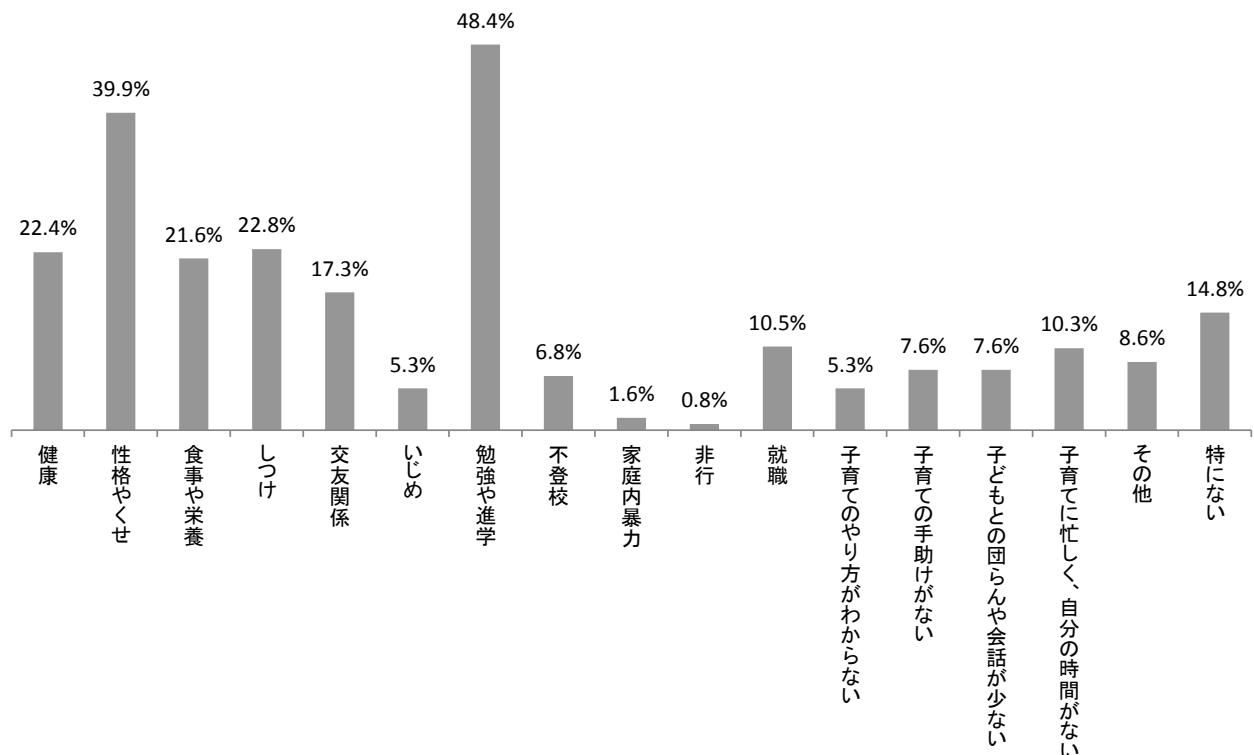
(2) 調査結果の概要

ア 教育に関すること

(ア) 保護者や施設職員等の子どもに関する悩み

悩みのうち、最も多かったのは「勉強や進学」の 48.4%となっており、約 2 人に 1 人が悩みを抱えています。

子どもに関する悩み(複数回答)

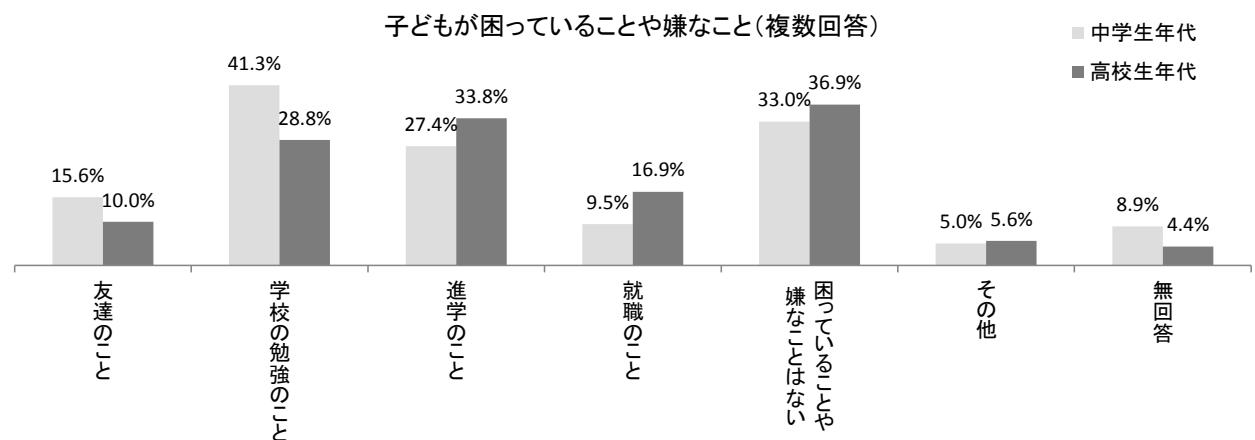


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者及び施設職員等

(イ) 子どもが困っていることや嫌なこと

「ない」という回答も多かったものの（中学生 33.0%、高校生 36.9%）、「学校の勉強のこと」（中学生 41.3%、高校生 28.8%）や「進学のこと」（中学生 27.4%、高校生 33.8%）が多く挙げられました。

子どもが困っていることや嫌なこと(複数回答)

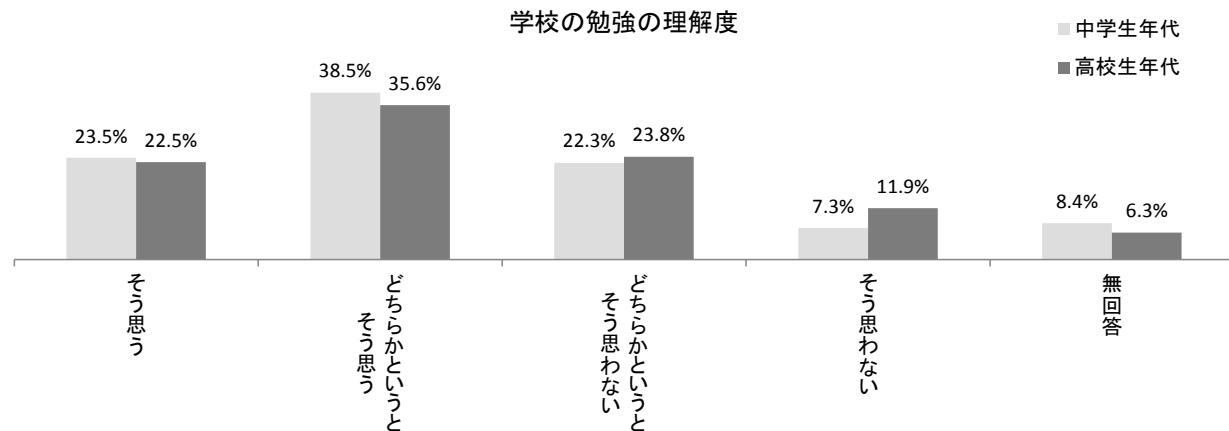


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(ウ) 学校の勉強の理解度

学校の勉強がよくわかるかという質問に対し、中学生、高校生とともに、「そう思う」(中学生 23.5%、高校生 22.5%) と「どちらかというとそう思う」(中学生 38.5%、高校生 35.6%) という子どもの合計は、「そう思わない」(中学生 7.3%、高校生 11.9%) と「どちらかというとそう思わない」(中学生 22.3%、高校生 23.8%) の合計よりも高くなっています。

ただし、中学生よりも高校生の方が「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の回答が減り、「そう思わない」と「どちらかというとそう思わない」という回答が増えています。

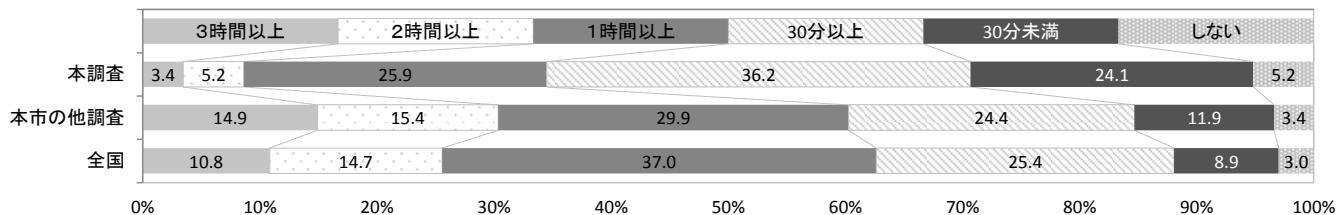


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(エ) 学校の授業以外での平日 1 日あたりの勉強時間

小学校 6 年生の塾での学習時間を含む普段の平日 1 日あたりの勉強時間は、家庭学習の目安として推奨されている 1 時間以上の合計が本市の他調査では 60.2%、全国調査では 62.5% のところ、本調査対象の子どもたちは 34.5% と、大幅に短い傾向にあります。

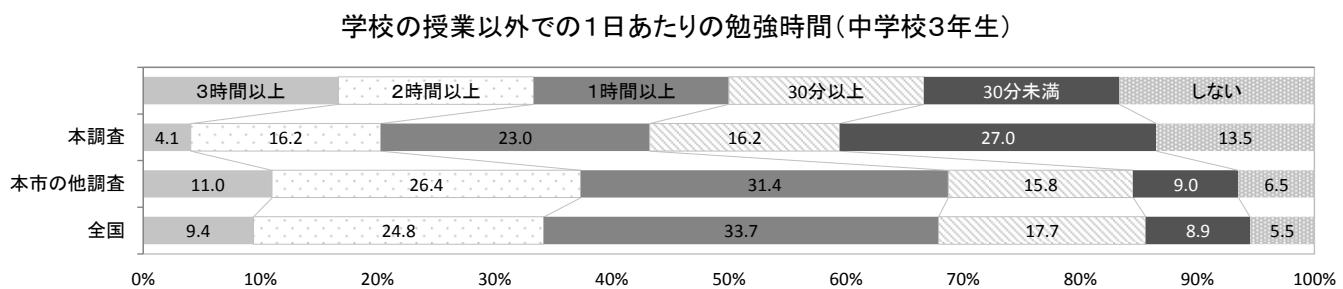
学校の授業以外での1日あたりの勉強時間(小学校6年生)



(注 1) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の子ども

(注 2) 本市の他調査及び全国調査とは「平成 28 年度 全国・学習状況調査」(文部科学省)のこと。

同様に、中学3年生を対象に、家庭学習の目安として推奨されている2時間以上の合計を比較してみると、本調査対象の子どもたちは合計20.3%に対し、本市の他調査では37.4%、全国では34.2%と、大幅に短い傾向にあります。

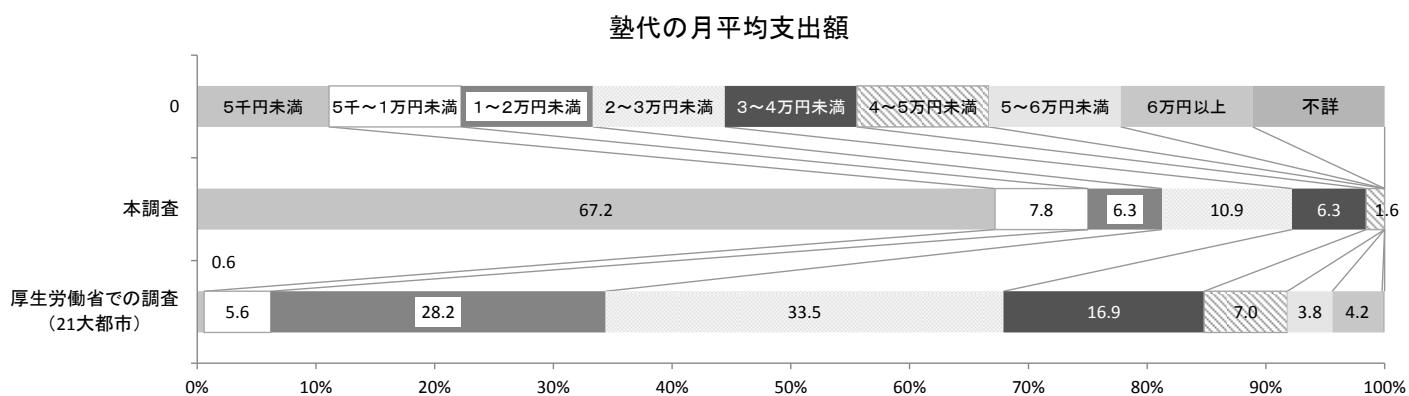


(注1) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(注2) 本市の他調査及び全国調査とは「平成28年度 全国・学習状況調査」(文部科学省)のこと。

(オ) 塾・予備校、学習に関する習い事について

13歳年齢を対象に、塾代等の月平均支出額について、21大都市での調査と比較してみると、21大都市では「2～3万円未満」が最も多く33.5%、次いで「1～2万円未満」が28.2%であるのに対し、本調査対象の子どもたちの塾代は「5千円未満」が67.2%と最も多く、大きく差が開いています。

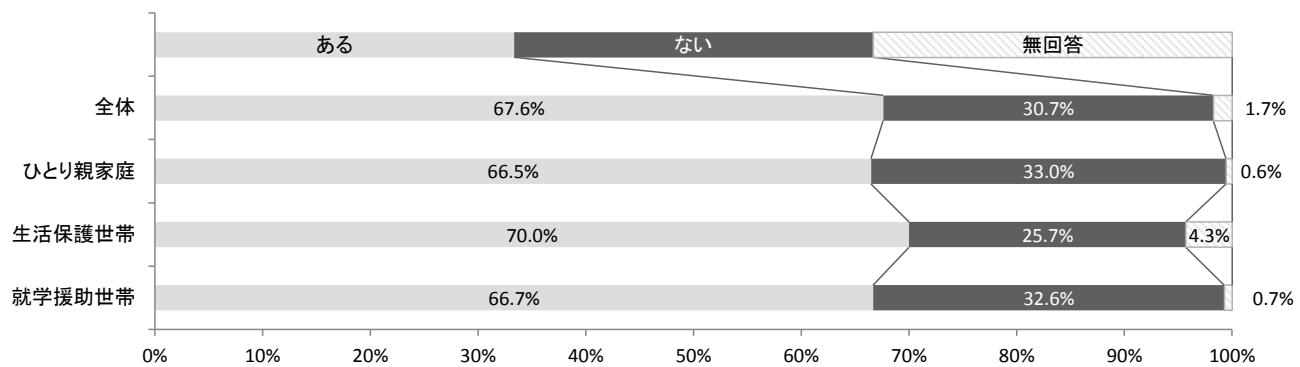


(注1) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

(注2) 21大都市の調査とは「第13回 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」(平成26年)(厚生労働省)のこと。また、21大都市とは、東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市を指します。

また、塾・予備校や、学習に関する習い事などで、通わせたいのに通わせていないものがあるかについて、「ある」という回答が 67.6%と、「ない」という回答の 30.7%を大きく上回っています。

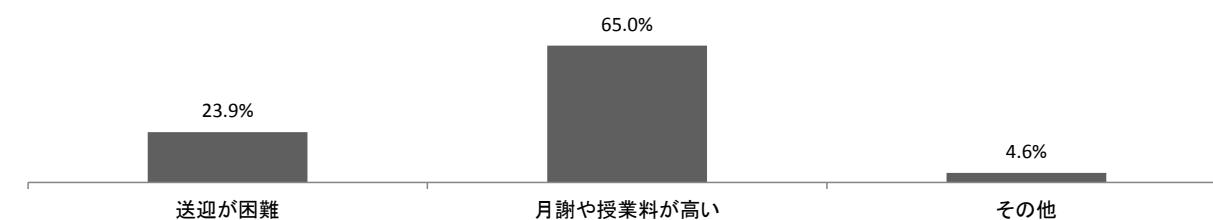
塾・予備校、学習に関する習い事



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

なお、「ある」という回答者の 65%が通わせていない理由として、「月謝や授業料が高い」と経済的理由が挙げられています。

通わせていない理由(複数回答)

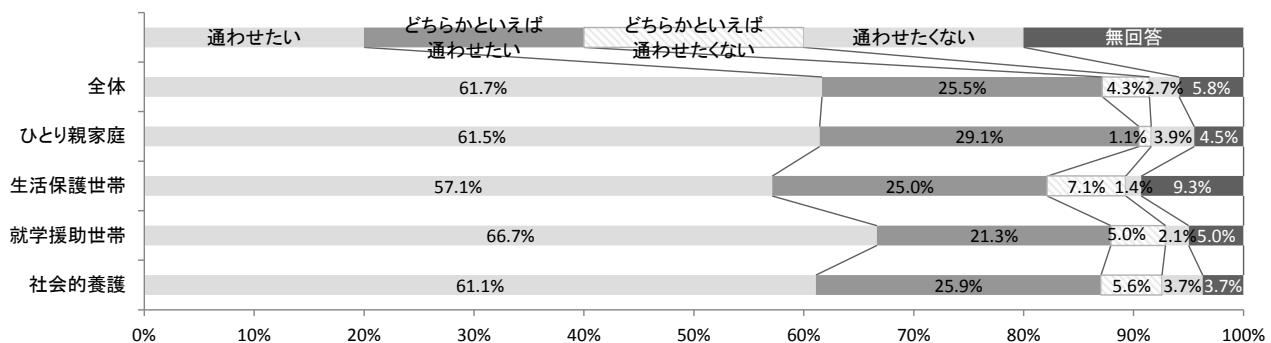


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

(カ) 学習支援のニーズ

学校の授業以外で、無料で子どもに勉強を教えてくれるところがあつたら通わせてみたいかという質問については、保護者や施設職員等のうち 61.7% が「通わせたい」、25.5% が「どちらかといえば通わせたい」と回答しています。

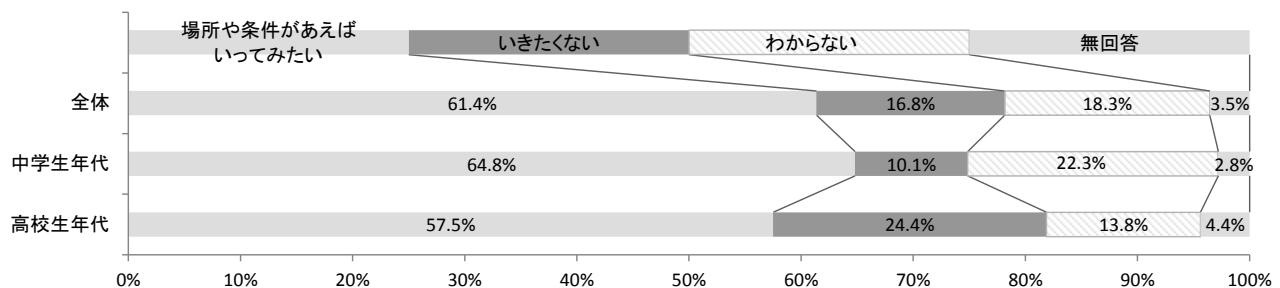
学習支援のニーズ(保護者や施設職員等)



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者及び施設職員等

また、子どもの立場でも「場所や条件があえればいってみたい」という回答が 61.4%（うち中学生 64.8%、高校生 57.5%）と、「いきたくない」の 16.8%（うち中学生 10.1%、高校生 24.4%）を大きく上回っており、学習支援のニーズが高い状況です。

学習支援のニーズ(子ども)

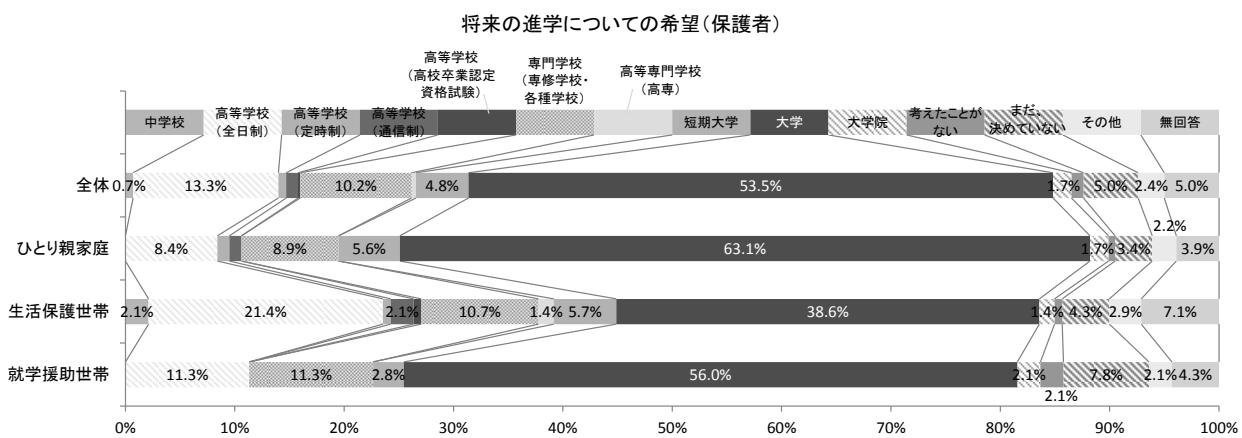


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(キ) 子どもの将来の進学について

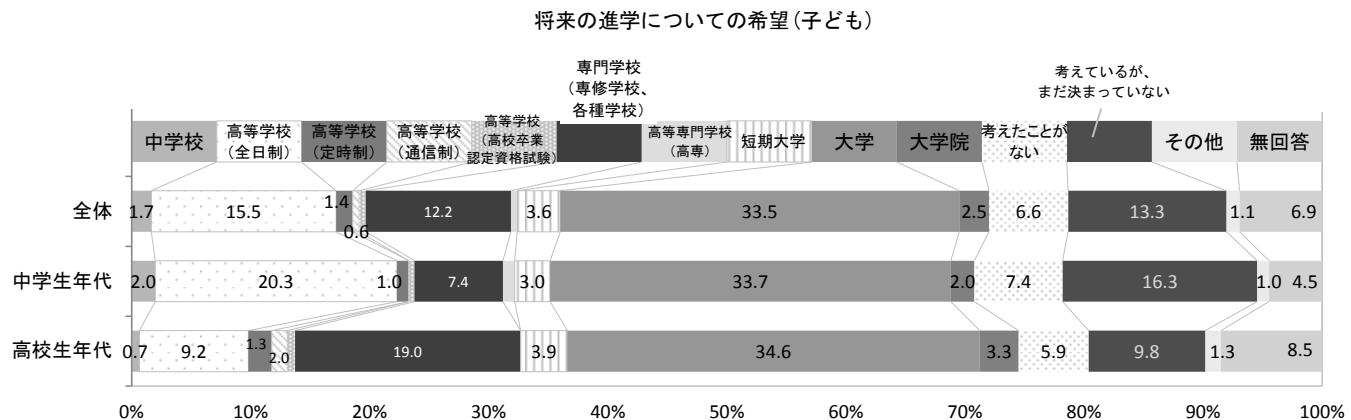
a 希望

希望として、子どもを将来どの学校まで卒業（修了）させたい（させたかった）かについては、保護者では「大学」が最も多く 53.5%となっており、これに続く「高等学校（全日制）」の 13.3%を大きく引き離しています。



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

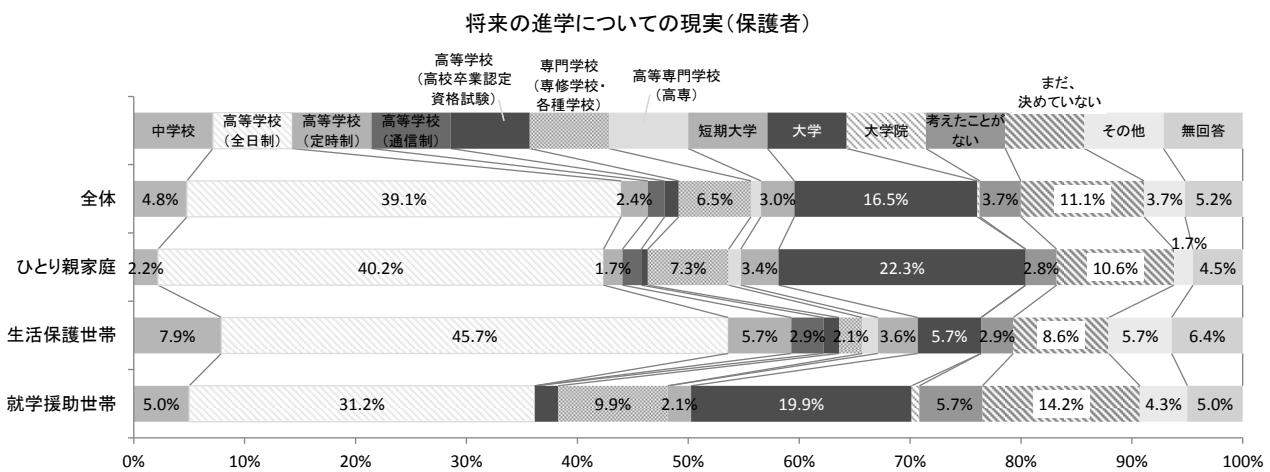
一方、保護者に比べると低くはなりますが、子どもの立場でも「大学」までの卒業（修了）希望が 33.5%と最も多くなっています。また、高等学校（全日制）は 15.5%となっています。



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

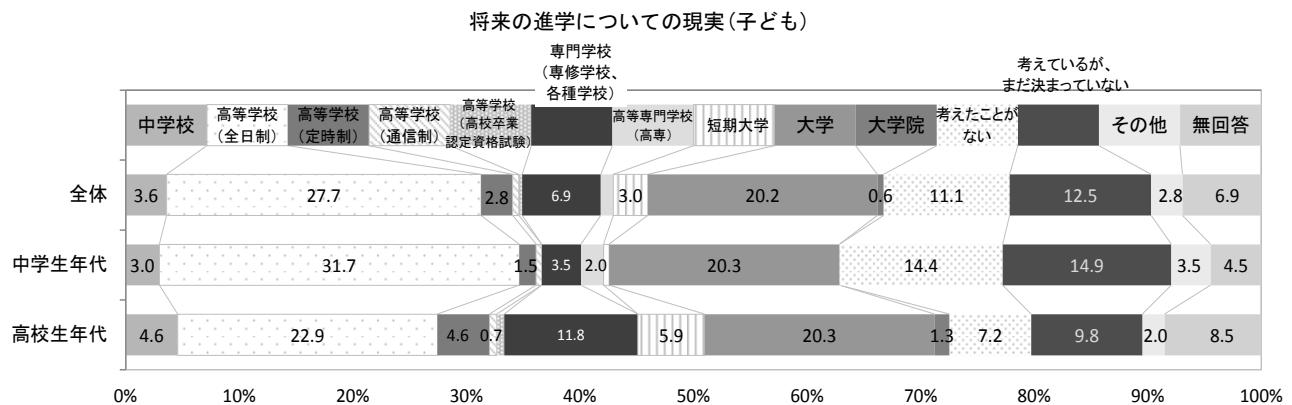
b 現実

一方、希望に対する現実として、将来どの学校まで子どもを卒業（修了）させられると考えるかについてみると、保護者では、「大学」は 16.5% と希望よりも 37.0 ポイントの大幅な低下となり、「高等学校（全日制）」が 39.1% で 25.8 ポイント増加しています。



（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

子どもの立場でも、「大学」は 20.2% と希望よりも 13.3 ポイント低くなり、他方で「高等学校（全日制）」が 27.7% で 12.2 ポイント増加しています。

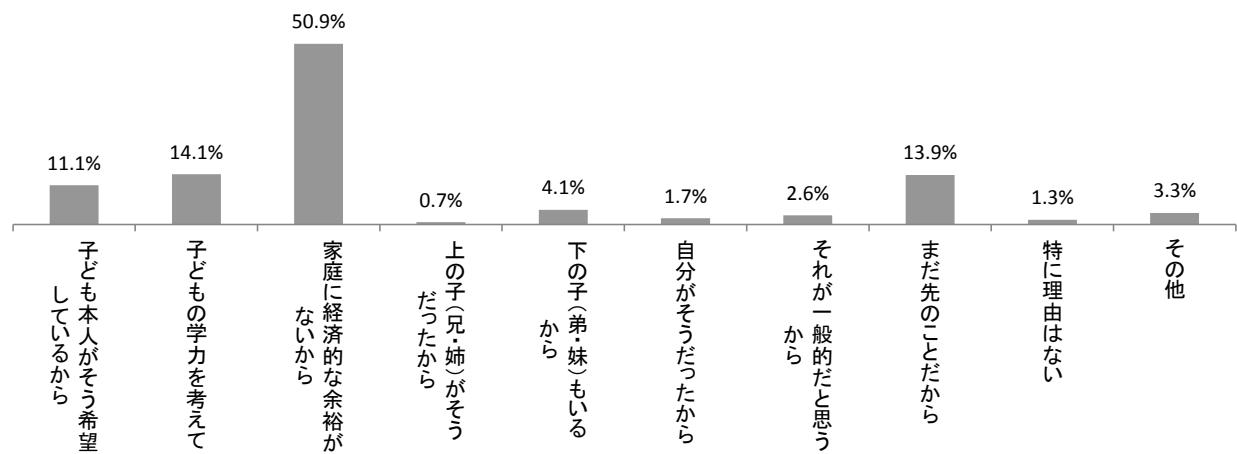


（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

c 希望と現実が異なる理由

希望と現実が異なる場合、保護者から、その理由として挙げられた回答のうち最も多かったのは「家庭に経済的な余裕がないから」の50.9%で、他の項目に比べて圧倒的に高くなっています。

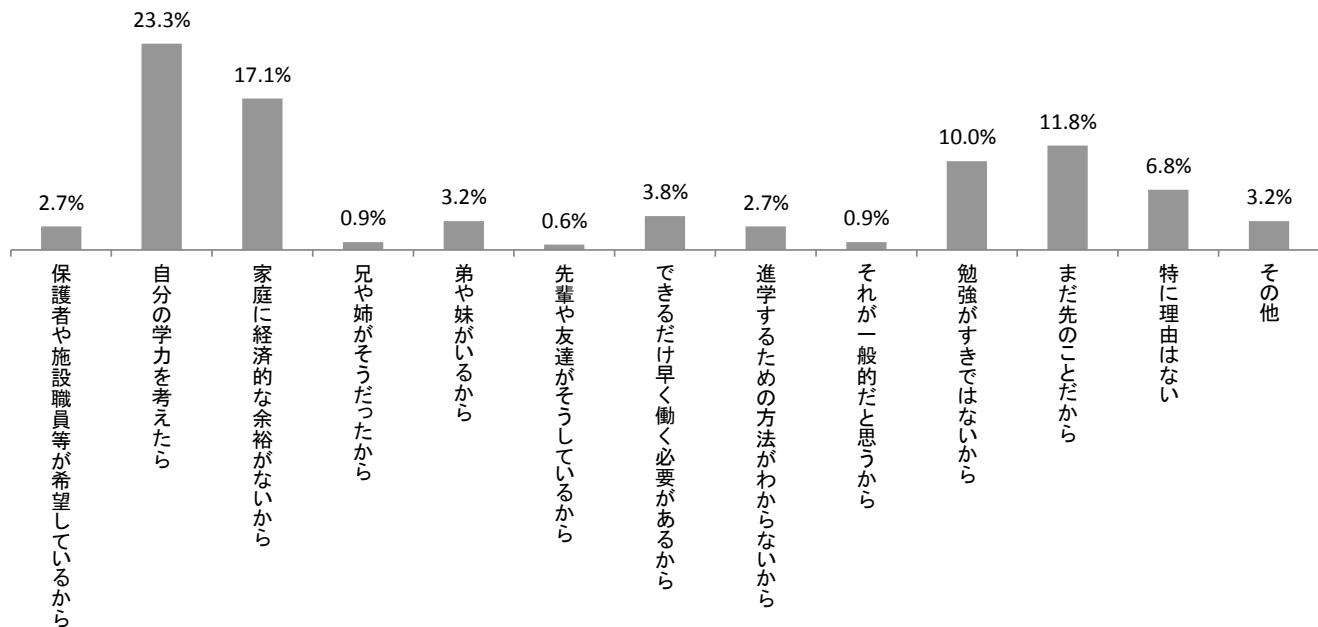
希望と現実が異なる理由(保護者)(複数回答)



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

他方、子どもから、希望と現実が異なる理由として挙げたのは、「自分の学力を考えたら」という回答が最も多く23.3%となっており、「家庭に経済的な余裕がないから」の17.1%を上回っています。

希望と現実が異なる理由(子ども)(複数回答)



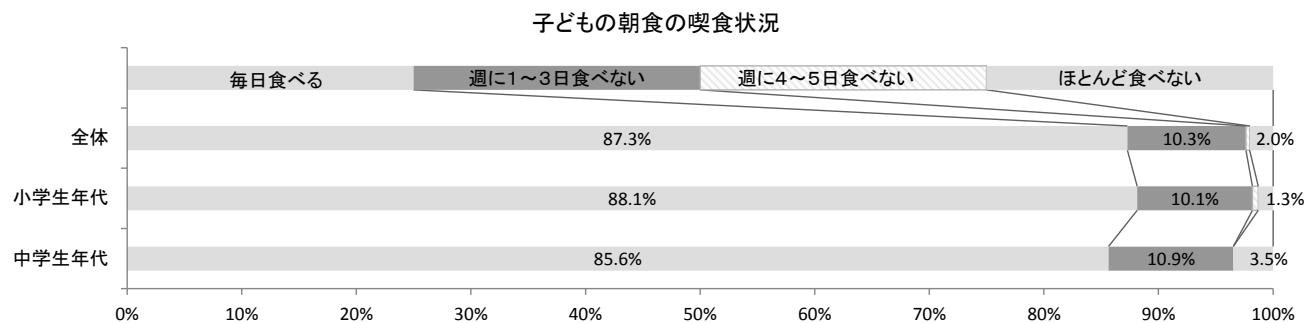
(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

イ 生活に関すること

(ア) 子どもの朝食の喫食状況

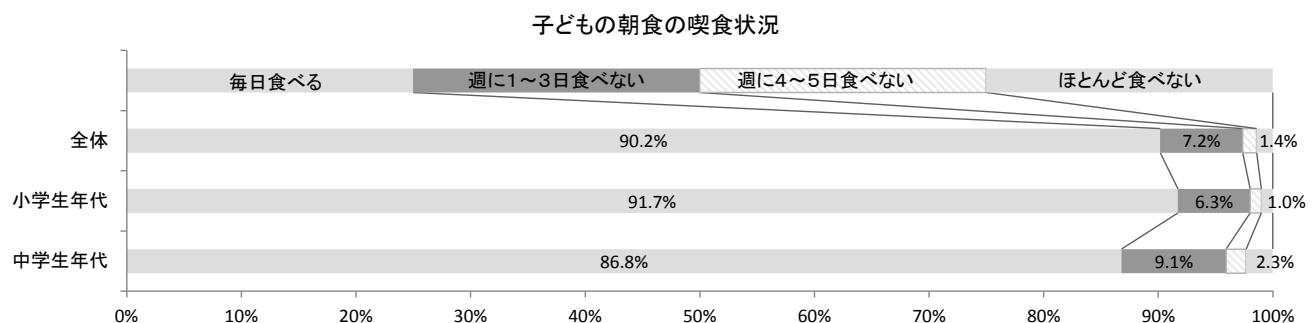
小学生と中学生に分けたうえで、朝食の喫食状況を本市の他調査と比較してみると、本調査対象の子どもたちが朝食を「毎日食べる」と回答した割合は、若干低くなっています。

<本調査結果>



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

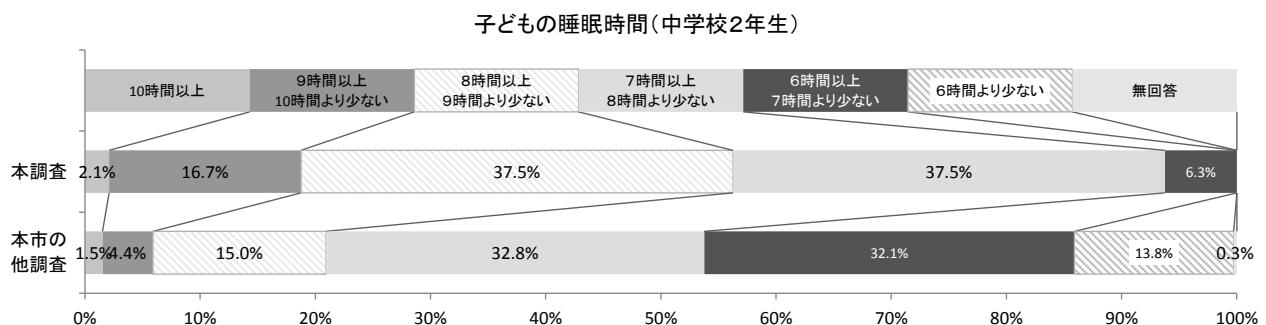
<本市の他調査>



(注) 本市の他調査とは「千葉市保健体育課調べ（市内全児童生徒対象）」（平成26年10月1日付）のこと。

(イ) 子どもの睡眠時間

中学2年生を対象に、本市の他調査と比較してみると、本調査対象の子どもたちの睡眠時間は7時間以上9時間未満が75%を占めるなど、長めになっています。



(注1) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

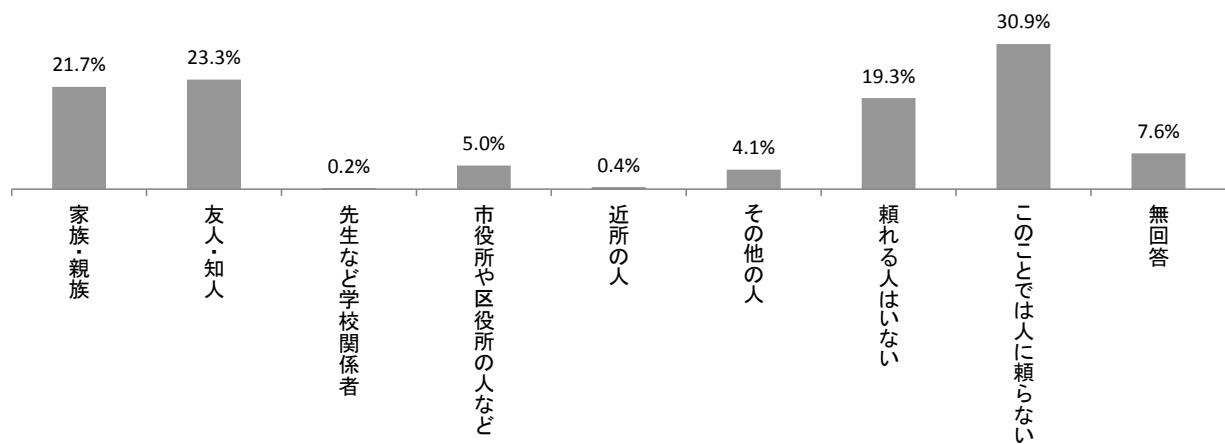
(注2) 本市の他調査とは「千葉市意識調査結果」（平成28年2月実施）のこと。

ウ 保護者に対する就労の支援に関すること

(ア) 仕事に関することで頼れる人

就職や転職など仕事に関することで相談したり助けてもらったりする人がいるかという質問に対して、「友人・知人」が 23.3%、「家族・親族」が 21.7%と多かったものの、「頼れる人がいない」と回答した人も 19.3%に上りました。

仕事に関することで頼れる人(保護者)(複数回答)

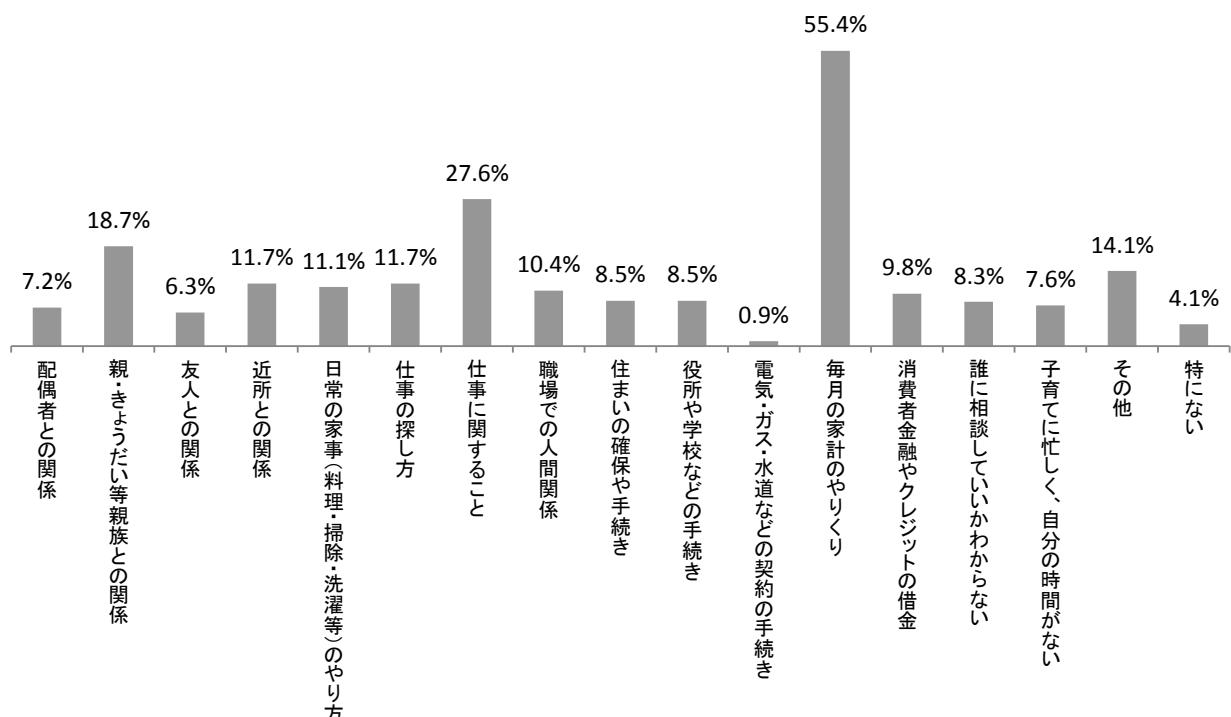


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

(イ) 子どものこと以外で困っていることや不安なこと

子どものこと以外で困っていることや不安に思っていることとして「毎月の家計のやりくり」が 55.4%、次いで「仕事に関すること」が 27.6%と多く挙げられています。また、「仕事の探し方」についても 11.7%の人が挙げています。

子どものこと以外で困っていることや不安なこと(保護者)(複数回答)



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

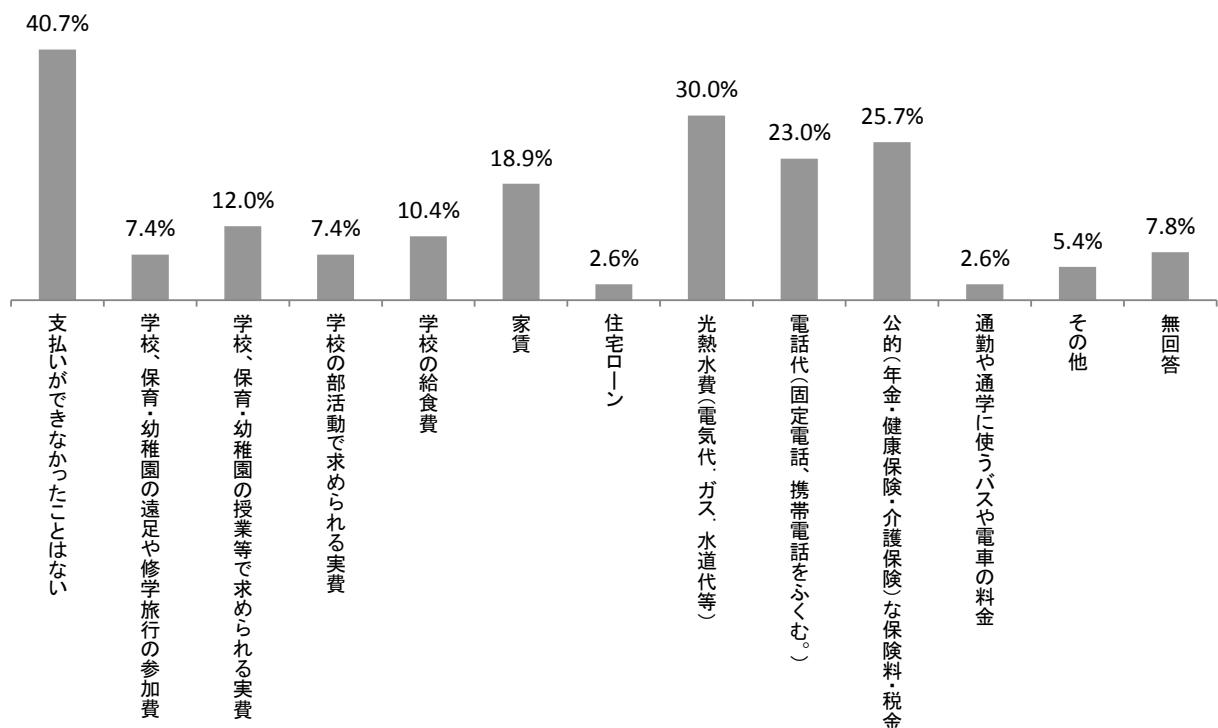
エ 家計に関すること

(ア) 支払遅延や不能の有無及びその費用

「支払いができなかったことがない」という人の割合が40%以上を占める一方、支払遅延や支払いができなかったという回答も多く、回答割合の高い順位に光熱水費(30.0%)、公的な保険料・税金(25.7%)、電話代(23.0%)、家賃(18.9%)となっています。

また、自由回答の中には、カードローンやキャッシングといった回答も挙げられています。

支払遅延や不能の有無及びその費用(複数回答)

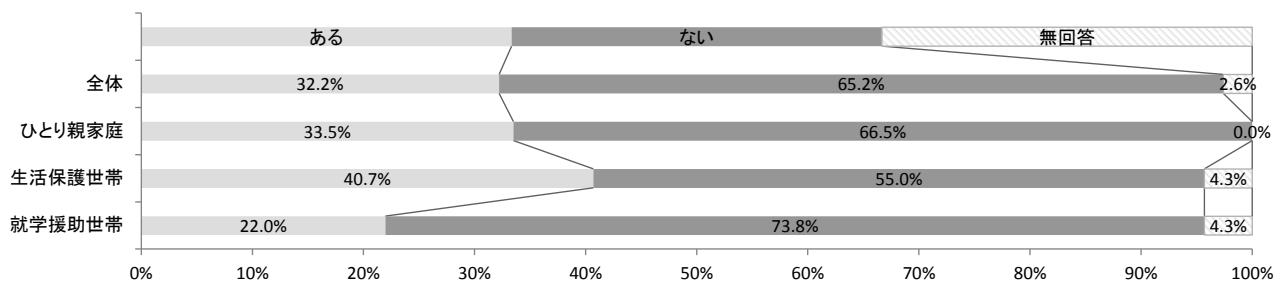


(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

(イ) 子どもが病院等を受診できなかった経験の有無及びその理由

子どもの体調が悪くて病院等で受診した方がよいと思ったのに受診しなかったことがあるかについて、「ある」と回答したのは32.2%となっています。

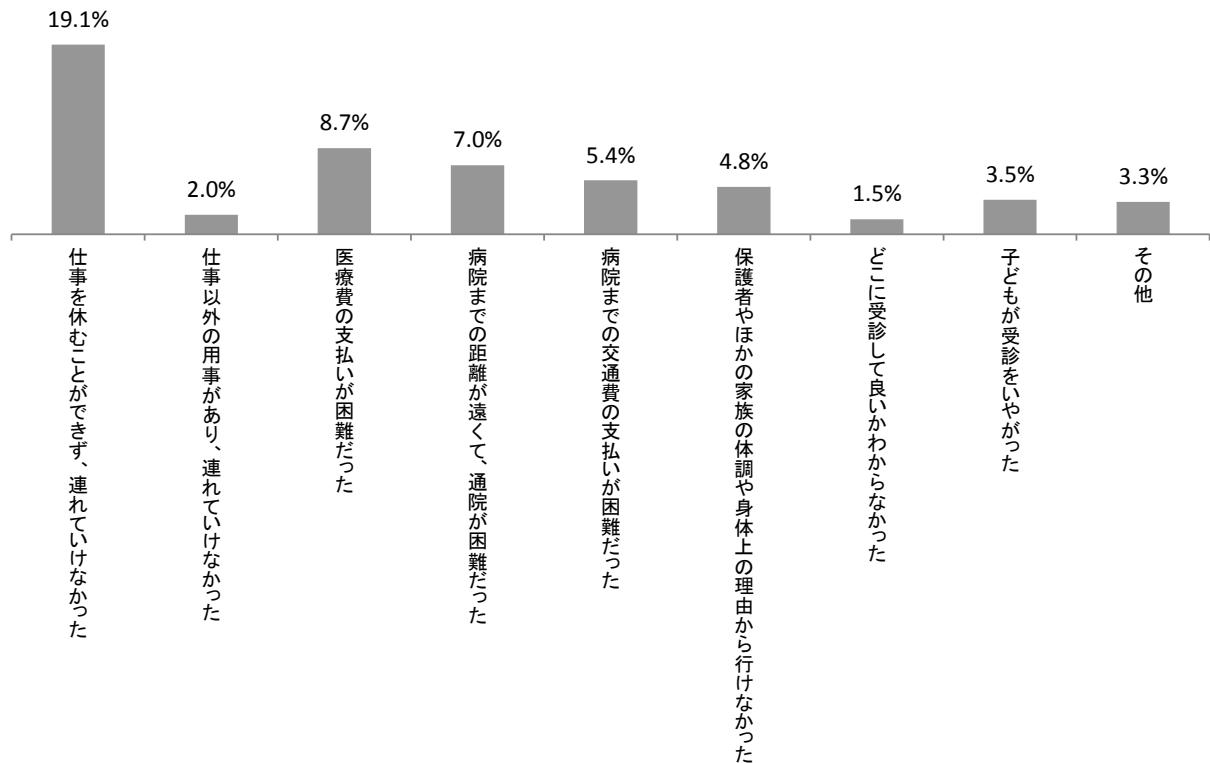
子どもが病院等を受診できなかった経験の有無



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

理由として最も多く挙げられたのは「仕事を休むことができず、連れていけなかった」の 19.1% で、「医療費の支払いが困難だった」の 8.7% が 2 番目に多くなっています。

子どもが病院等を受診ができなかった理由(複数回答)



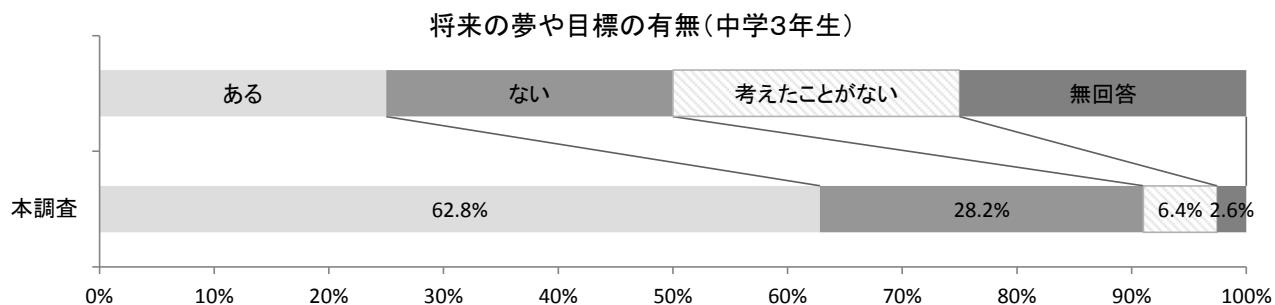
(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

オ 全体にかかること

(ア) 将来の夢や目標の有無

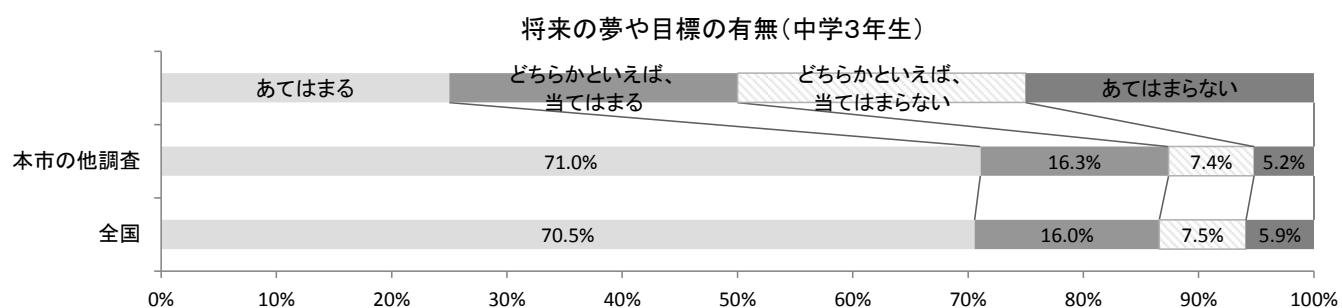
中学3年生を対象に、本市の他調査及び全国と比較してみると、支援制度を利用している児童のうち、将来の夢や目標があると答えた子どもは、62.8%、本市全児童平均では、「あてはまる」、「どちらかといえば当てはまる」が87.3%と、差が開いています。

<本調査結果>



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

<本市の他調査、及び全国調査結果>

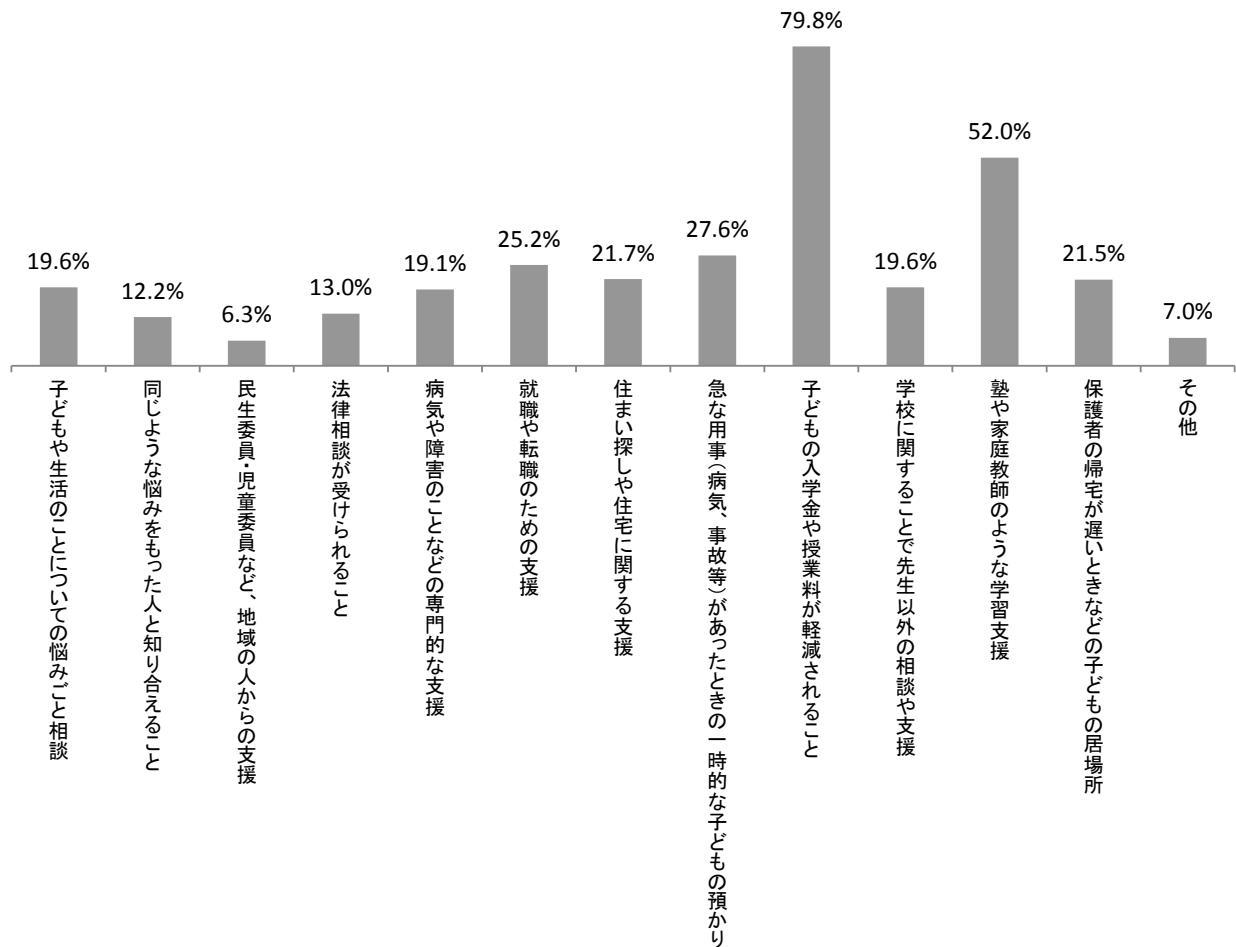


(注) 本市の他調査とは「第2次千葉市学校教育推進計画」(平成28年3月実施)、全国調査とは「平成27年度 全国・学習状況調査」(文部科学省)のこと。

(イ) 必要とする支援

必要とする支援として多くの人が挙げたのは「子どもの入学金や授業料が軽減されること」(79.8%) や「塾や家庭教師のような学習支援」(52.0%) など教育の支援に関するものが多くなっています。そのほか、「急な用事(病気、事故等) があったときの一時的な子どもの預かり」(27.6%) や「就職や転職のための支援」(25.2%) など、生活や保護者の就労の支援に関する要望も一定数が挙げられています。

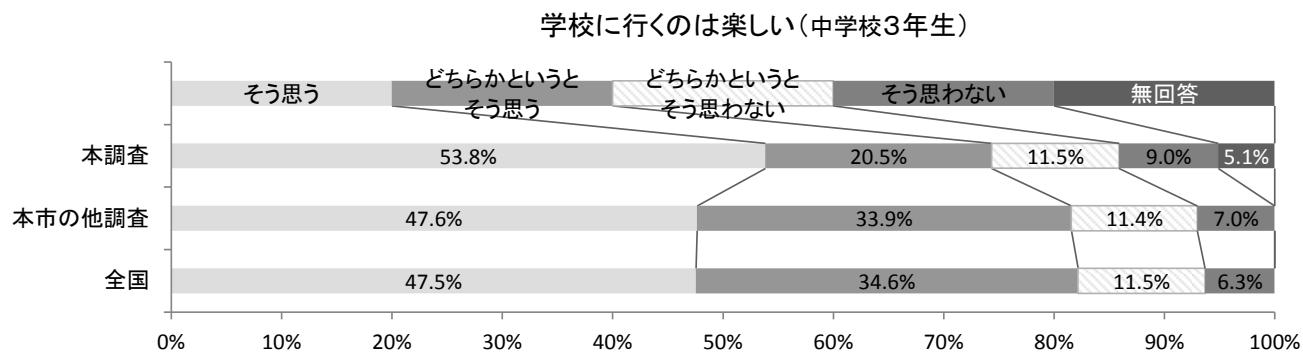
必要とする支援(複数回答)



(注) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者

(ウ) 学校に行くのは楽しいか

以下は、中学3年生を対象に、本市の他調査及び全国と比較したものです。「そう思う」(53.8%)と「どちらかというとそう思う」(20.5%)という子どもの合計(74.3%)は、本市の他調査及び全国の結果より7~8ポイント下がっています。



(注1) 調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(注2) 本市の他調査とは「第2次千葉市学校教育推進計画」(平成28年3月実施)、全国調査とは「平成27年度 全国・学習状況調査」(文部科学省)のこと。

3 支援者・当事者ヒアリング結果

(1) 調査の概要

ア 趣旨

実際に支援する立場または当事者の立場から、本計画におけるテーマについて、地域の実情（千葉市の特色）を踏まえ、実践や生活に即した意見を聴取

イ 支援者

生活自立・仕事相談センター職員

ウ 当事者

千葉市母子寡婦福祉会の元役員等

千葉市母子寡婦福祉会の有志や子ども食堂利用者の方々

エ ヒアリング項目

- ・困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭の状況
- ・支援につながらない層に支援を届けるための方策

・市が貧困対策を行うにあたっての意見 等

オ 実施方法

平成28年8月中に直接ヒアリング

(2) 調査結果（主な意見）

ア 支援者ヒアリング

○ 支援が必要な層の複合的な課題

子ども・若者や家庭の状況は、経済的な問題だけでなく、児童虐待・DV等の問題や成育歴、障害や健康問題、社会的な孤立等の要因が、ひとつではなく、いくつかが重なって、それを助けてくれる人が周りにいないときに困難に陥りやすい状況となる。また、発達障害のように、障害とまでいかないものの、それに近い状況の方は、制度につながりにくい場合もある。

そのような状況では、子どもに生活習慣の乱れや将来のビジョンが描きにくくなるような課題が生じることから、生活・学習習慣を確立する機会や様々な制度・支援につなげていくことが必要である。

○ 支援につながりにくい要因

支援者から見れば困難を抱えている家庭であっても、その家庭の方が支援を好まなかつたり、困っておらず、支援の必要性を感じていない、どのような支援があるのかを知らない、などの場合は、支援につながりにくい。

また、仮に支援ニーズがあっても、自分で手続きが困難な人等、様々な制度、施策につながらない人がいる。

○ 支援者の資質向上

支援につながりにくい対象者を発見しやすいのは行政だが、日々の支援の中で、行政の支援者が対象者を見つけ、つないでいくための意識や力があるかが課題。様々な支援や相談機関があり、それぞれの支援者が資質の向上を図り、視点を広げて連携を図れると良い。

○ 複合的な問題に対する対応

複合的な課題に対応するためには、公民による、より一層の連携が必要。また、コーディネートしている人がいなくても、それぞれの部署の支援者同士が、双方つなごうと意識することが重要

○ 地域での支援

支援に長い時間を要するような孤立している人は、友達のような、その人の存在そのものを認めてくれるような存在が希薄。なかなか制度化が難しいが、地域に人とつながることが難しい人が居られる場が必要ではないか。

子どもにとっては、先生以外で身近に頼れる大人が必要だが、それを失っているのではないか。地域の力がもう少しあっても良いのでは。親も子も地域社会とつながっていない。学校からつなげてもらっても良いのではないか。

○ 身近な相談機関の必要性

支援のための相談機関は、なるべく身近なところにないといけない。見える状態で、そこにある、ということは、とても大事なことと思う。

○ 学習支援の活用

学習支援は、親が手続きに来るが、形式的で、そこから生活に踏み込んでいない。

生活保護世帯の子どもはケースワーカーが手続きをしており、子どもの問題が表に出にくく、支援につながりづらい。

他市では学習支援を委託しており、親の支援もある程度行ったり、学校とつなぐ部分ができる。学習支援とともに、勉強のあとにちょっと遊ぶとか、一緒に何かしながら生活相談が可能となると良いのでは。

○ 学校との連携強化の必要性

学校との連携ができると良い。気になる親がいたら、行政や支援者につないでもらうとか。また、保健室の先生などが実態を捉えやすい。そこからワーカーにつながるような体制が取れれば、と思う。スクールソーシャルワーカーは、少ないといえれば少ない。学校の中での連携も必要に感じる。

イ 当事者ヒアリング

○ 離婚時の厳しさについて

ひとり親家庭は、困難を抱えやすい。離婚時は今までのパートナーと信頼関係が崩れ、離婚したことと、これまでの友人や親類から孤立することもあり、人間不信に陥っている状況が多い。

精神的に追い詰められ、経済的にも不安定な中、良い支援を見つける気力もなく、信用していた人に裏切られ、他人の言葉を素直に聞き入れることができないという心理状況にあり、支援につなげることが困難である。

裁判が長引くと、より負担が大きくなる。子どもに手をかけたいが、家計を立て直すことが優先で、疲労しながらの子育てとなり、罪悪感にさいなまれる。子どもは親の負担にならないようにと、我慢をする子が多い。

○ 当事者等、行政以外での支援の必要性

離婚して間もない人は、こういう支援があるよという知識ではなく、当事者のような体験している人に、息の長い支援により、話を聞いて傾聴してもらいたいと思っている。行政のような敷居の高いものではなく、当事者による支援が必要と思う。

○ ネットや交流サイト等による支援

就労形態や育児年齢などで、空いている時間帯が人によって違うことから、SNSや交流サイトなどが有効だと思う。例えば、ネットやラインで、個人情報を保護したひとり親限定のものなど。

行政がやると堅いところもあるので、母子寡婦福祉会のような、行政と対象者個人の中間あたりにいるような者がやるのが良いのでは。例えば、ランドセルはここが安いとか、中学校の制服中古はここで見つけたよ、など自由に書き込めると良い。

○ 離婚届提出時の施策強化

明石市のような、離婚時の養育費の決めや、離婚前の情報提供等の取組みがあると良い。

離婚届は必ず提出することから、行政の窓口等の人が子どものために、養育費の取り決めについて教えてあげられると良いと思う。

最初に養育費をもらっていないなかつたが、調停により、後からもらえるようになったケースもある。

金銭的に余裕が出てくるし、離婚後も子どもがそれぞれの親とつながる面も出てくるため、離婚届、児童扶養手当の申請などについて、子どもの将来へつながる決め事を取り決め、記入しないと受理しないようにすると良いのではないか。

また、離婚時の必要な情報提供について、リーフレットが行政にあると良い。

○ 生活保護受給までの困難

経済的困窮、親が不安定というところから、どうしたらよいか。生活保護を受けるために、貯蓄的な学資保険を解約したくなかったとか、みつともないという人がいて、児童扶養手当は一般的だが、生活保護はまだハードルが高い。

○ 学習に係る費用負担

年代別の課題もあるが、未就学児については、認可外保育園だと児童扶養手当が保育料で消えてしまう。小学生になると、塾や習いごとに行きたい子も増え、家庭によって開きが出てくる。中学校になると学習に遅れを取っている場合、取り返しがつかないこともあります、費用がよりかさむ。

子ども全般に関することで、困っている家庭の底上げができるような仕組みがあれば良いのではと思う。

○ 地域の相談員の必要性、学校の関与

子どもが引きこもってしまう前に、定期的に子どもを訪問できて、つながることのできる人がいると良い。子どもが自分から助けを求めるることはなかなか難しい。

学校に行かない子もたくさんいると思うので、学校を切り離しても相談できると良い。一方で、学校がもう少し生活に関与してくれればとも思う。また、民生委員も高齢者の問題とともに、児童の問題に積極的に取り組んでもらいたい。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会」 の実現

次代を担う子どもたちの未来は、家庭とともに社会も責任を負っています。

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されることが重要です。

本計画では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会」の実現を基本理念として、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、「千葉市で学んでよかった」と子どもが思える教育と、『子どもがここで育ちたいと思うまち「ちば」』の実現を目指します。

2 課題と取組みの基本目標

本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

このような、困難な状況に置かれている子どもたちについて、実態調査等から得られた現状と課題を踏まえ、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援等、子どもの未来を応援する施策を、以下の基本目標のもと、体系的に整理し、総合的に推進いたします。

基本目標1 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、世帯の所得の状況にかかわらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。しかしながら、現実には、経済的理由によって、いまでは一般的になりつつある学校以外での補完的な学習、すなわち塾や習い事に通うことが困難な状況があります。

本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高校・大学等進学率は、全児童平均よりも相当低く、厳しい状況にあります。アンケート調査の結果によれば、塾・予備校や学習に関する習い事に通わせたいのに通わせられない世帯が67.6%に上り、その結果、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間が、全国や本市全体に比べて短いという傾向がみられました。また、53.5%の保護者が子どもを大学に進学させたいと希望しているのに対し、家庭に経済的な余裕がないことを理由に、実際に進学できると考える保護者は16.5%に留まっています。

こうした状況を改善し、貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況に関わらず、子どもへの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援や幼児教育の無償化の取組み等を推進します。

基本目標2 生活の支援

子どもが学習に集中し、教育を身に着けるとともに、心身ともに健全に育成されるためには、経済面だけではなく、保護者とともに社会的に孤立せず、また目先の不安に悩まされることなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。

支援者や当事者ヒアリングにおいては、経済的な問題だけでなく、児童虐待・DV等の問題や成育歴、障害や健康問題、社会的な孤立等、いくつかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいない状況のときに、困難に陥りやすい状況となることが指摘されています。その結果、子どもには、生活習慣の乱れや将来のビジョンが描きにくくなるような課題が生じ、生活・学習習慣を確立する機会や様々な制度・支援につなげていくことが必要との指摘があります。

こうした状況を踏まえ、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

基本目標3 保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するためには、労働によって一定の収入が確保されていることが必要です。保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要なのはもちろんのこと、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止するにあたり、大きな意義が認められます。

一方、アンケート調査では、光熱水費や公的な保険料・税金、電話代や家賃などについて支払いができない経験や、子どもの体調が悪くても病院を受診できなかった経験を持つ保護者も多いといった結果がみられました。保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれるようにする必要があります。

また、仕事に関することで頼れる人がいないと回答する人が一定数存在し、仕事に関することや仕事の探し方について悩んでいる保護者が多いといった状況も見受けられます。

そのため、保護者の学び直しや就労の機会の提供などを推進するとともに、各種手当など、金銭の給付や

貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせて世帯の生活の基礎を下支えしていくといったセーフティネット機能の強化に取り組んでいきます。

基本目標4

連携体制等

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内での連携を図り、事業を進めるとともに、民間団体や当事者団体等と連携・協働して取り組む必要があります。

支援者・当事者へのヒアリングにおいては、対象となる児童や家庭に対し、社会的な孤立を防ぎ、様々な気づきから支援につなげていくため、様々な制度に關係する支援者の意識や資質の向上とともに、民間団体や当事者団体を含めた連携の推進の必要性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、連携体制の構築とともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等の支援人材の育成等に取り組んでいきます。

3 施策体系表

基本理念、基本目標（取組みの視点）を踏まえ、以下の施策体系表に基づき、子どもの未来を応援する施策に取り組んでいきます。

1 教育の支援	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	①学校教育による学力保障 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③地域と学校との連携強化 ④キャリア教育の推進 ⑤学校給食による食育の推進
	(2) 教育の機会均等の推進	①幼児教育の無償化の推進・質の向上 ②就学支援の充実 ③生活困窮世帯等への学習支援 ④大学等進学の支援
2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	①保護者の自立支援 ②保育等の確保 ③保護者の健康確保 ④住宅の支援
	(2) 子どもの生活支援	①児童養護施設等の退所児童等の支援 ②食育の推進に関する支援 ③子どもの生活支援や居場所づくり
	(3) 子どもの就労支援	
3 保護者の就労・経済的支援	(1) 保護者に対する就労支援	①保護者の就労支援 ②保護者の学び直しの支援 ③就労機会の確保
	(2) 経済的な支援	①手当等の支給、各種負担の軽減など ②養育費の確保に関する支援
4 連携体制等	(1) 連携体制の構築	
	(2) 支援人材の育成	
	(3) 社会全体での子どもの支援	
	(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集	

「わかる授業」の推進(拡) 学力状況調査の実施と活用(拡) 学習習慣定着に向けた支援(拡) 音楽や理数教育充実のための非常勤講師配置事業(新) 学校運営充実のための非常勤講師配置事業(新) 特別支援教育指導員配置事業 特別支援教育介助員配置事業 適応指導教室運営事業(拡) 教職員研修事業(拡) 教育相談事業(拡)
スクールソーシャルワーカー活用事業(拡) スクールカウンセラー活用事業(拡)
放課後子ども教室(拡) 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡) 子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業
キャリア教育の推進(拡)
生活保護のうちの教育扶助費 (小中学校給食費) 就学援助 (給食費) 食育の推進
私立幼稚園就園奨励費(拡) 保育所・認定こども園等保育料 幼保小連携・接続の推進(拡) 私立幼稚園等未就園児預かり事業補助(拡) 子育て支援館管理運営 地域子育て支援センター事業 子育てリラックス館事業 家庭教育支援事業の実施(拡)
就学援助(拡) 教職員研修事業(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 特別支援教育就学奨励費 千葉市育英資金
生活保護世帯等学習支援事業 生活保護のうちの教育扶助費 (小中学校) 児童養護施設措置費 (教育費) 放課後子ども教室(拡)【再掲】 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 スクールカウンセラー活用事業(拡)【再掲】
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 児童養護施設措置費 (大学進学等自立生活支度費)
生活困窮者自立支援事業(拡) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (就業相談) ひとり親家庭等日常生活支援事業 生活支援講習会等事業 ひとり親家庭等相談支援事業 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業 身元保証人確保対策事業
放課後児童健全育成事業 (子どもルーム) (拡) 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新) 時間外保育 (延長保育) 事業 幼稚園型一時預かり事業(拡) 一時預かり事業 病児・病後児保育事業(拡) 休日保育事業 夜間保育事業 産休明け保育事業 子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備(拡) 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業 保育所等・子どもルームへの優先入所 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減 (みなし寡婦控除)
ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】 ひとり親家庭情報交換事業(新) 妊娠・出産包括支援(新) エンゼルヘルパー派遣事業(拡) 家庭児童相談 児童家庭支援センター 育児ストレス相談 養育支援訪問 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 市営住宅入居時の優遇措置の推進 民間賃貸住宅入居支援制度 住宅関連情報提供コーナー (すまいのコンシェルジュ) 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】
退所児童等アフターケア事業 身元保証人確保対策事業【再掲】
食育の推進に関する支援 保育所食育サイト (HP) 食育の推進【再掲】 家庭的養護の推進(拡) 乳幼児健康診査
子どもナビゲーター(新) 生活保護世帯等学習支援事業【再掲】 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 子どもの居場所に関する方針策定(新) 放課後児童健全育成事業 (子どもルーム) (拡)【再掲】 放課後子ども教室(拡)【再掲】 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新)【再掲】
退所児童等アフターケア事業【再掲】 身元保証人確保対策事業【再掲】 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子ども・若者総合相談事業(拡) 被保護者就労促進事業 生活保護受給者等就労自立促進事業
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (母子・父子自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会) 高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 被保護者就労促進事業【再掲】 生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】
自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】
ひとり親家庭生活支援等委託事業 母子家庭の母等の雇用促進
児童扶養手当支給事業 母子及び父子家庭等医療費助成事業 放課後児童健全育成事業 (子どもルーム) (減免・免除) 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減 (みなし寡婦控除)【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 生活保護の入学準備金
生活支援講習会等事業【再掲】 ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】
生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 関係機関との連携 子どもナビゲーター(新)【再掲】 要保護児童対策及びDV防止地域協議会 雇用対策協定による労働局との連携 里親制度推進 (NPO等協働事業) NPO・地域団体等との連携
教職員研修事業(拡)【再掲】 ケースワーカーや就労支援員等に対する研修 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修 個別研修における子どもの貧困対策の強化 里親支援専門相談員配置 里親委託等推進 児童相談所職員の専門性を強化するための研修
子どもの貧困対策に関する情報発信 市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援 (子ども食堂、インターナンシップ等各種自立支援策 等) (新)
情報収集

第4章 施策の展開

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を行います。

① 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、音楽や理数教育充実のための非常勤講師や特別支援教育指導員の配置、適応指導教室等により、支援が必要な児童生徒に対し、個々の状況に応じてきめ細やかな指導を推進します。

また、教職員の資質向上を図るために研修を充実するとともに、児童生徒・保護者・教職員に対する教育相談を行うほか、家庭学習を含めた学習習慣定着に向けた支援を行います。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

児童生徒の家庭環境等を踏まえ、学校を窓口として、支援を要する子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育に加え、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

また、児童生徒の感情面や情緒面の支援を行うため、スクールカウンセラーの配置を拡充し、児童生徒や保護者に対して、カウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対し、助言や情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

③ 地域と学校との連携強化

各地域に応じた学校・地域の連携組織の設置を進め、地域ボランティアによる学習支援や放課後子ども教室における体験活動への支援など、学校・家庭・地域連携・協働した事業を充実させることにより、地域社会全体で、子どもの教育にあたる体制の実現を目指します。

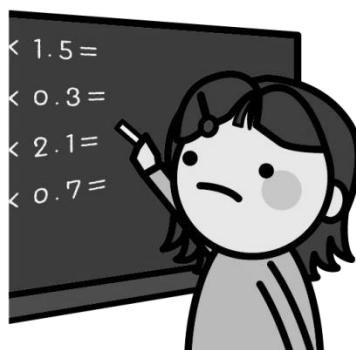
④ キャリア教育の推進

就業前の児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうため、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行うほか、大学等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供やeラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。

⑤ 学校給食による食育の推進

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。



事業名	事業内容や取組み	所管課
① 「わかる授業」の推進	全国及び本市の学力調査の分析結果をもとに、各学校における学力向上のためのアクションプランを作成・実施するとともに、各種研修会や訪問指導を通して、授業改善に努め、「わかる授業」の推進を図ります。	教育センター 指導課
① 学力状況調査の実施と活用	全国学力学習状況調査、千葉市学力調査・意識調査を実施し、結果の分析を行い、その成果をもとに学力の向上を図ります。	教育センター 指導課
① 学習習慣定着に向けた支援	家庭環境の様々な要因から学習習慣が身についていない児童生徒の学習意欲を喚起するため、授業改善や指導力の向上により、日常の学校生活での指導を行うとともに、eラーニングの活用など効果的な支援策を検討・実施します。また、家庭学習の習慣化に向け、学校配付資料や保護者向けリーフレットの活用を推進します。	教育センター 指導課
① 音楽や理数教育充実のための非常勤講師配置事業	音楽や理数教育充実のための非常勤講師を小中学校に配置します。	指導課
① 学校運営充実のための非常勤講師配置事業	学校運営充実のための非常勤講師を配置します。	教職員課
① 特別支援教育指導員配置事業	通常の学級に在籍する A D H D児等の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対し、学級担任と協力し、個々の教育的ニーズに対応した的確な指導を行えるよう、学校に一定期間、特別支援教育指導員を配置します。	養護教育センター
① 特別支援教育介助員配置事業	通常の学級又は特別支援学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、特別支援教育介助員を配置します。	養護教育センター
① 適応指導教室運営事業	不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリング・体験活動や集団での活動・個に応じた学習指導等を行い、学校生活への復帰を手助けします。	教育センター
① 教職員研修事業	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
① 教育相談事業	児童生徒等の教育上の問題や悩みを解決するため、児童生徒等とその保護者、教職員に対する教育相談を行うほか、不登校児童生徒の学校生活への復帰を手助けするため、集団活動を通した適応指導を行います。	教育センター 養護教育センター
② スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
② スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	指導課
③ 放課後子ども教室	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③ 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進	児童生徒に対し、地域ボランティアによる学習支援を行います。	学事課
③ 子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業	N P O 法人「ちば教育夢工房」による、児童生徒への学習支援等を通して、円滑な学校運営を推進します。	指導課
④ キャリア教育の推進	小中学校及び高等学校において、社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうために、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行います。また、大学、専門学校等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供やeラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。	指導課 生涯学習振興課
⑤ 生活保護のうちの教育扶助費（小中学校給食費）	学校給食費を学校の長に対して直接支払い、目的とする費用に直接当てられるよう適切に実施します。	保護課
⑤ 就学援助（給食費）	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、給食費の援助を行います。	保健体育課
⑤ 食育の推進	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課

(2) 教育の機会均等の推進

家庭の経済状況にかかわらず、学習の機会均等を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や幼児教育の無償化の取組み等を推進します。

① 幼児教育の無償化の推進・質の向上

貧困の連鎖を防ぐため、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組みを行い、子ども・子育て支援制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額について、世帯の所得状況を勘案し、負担の軽減を図ります。

また、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における連携を進めるとともに、接続期におけるモデルカリキュラムの策定・普及促進等により、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続と体系的な教育に取り組みます。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組みを行うほか、学校、地域団体等との連携を図るとともに、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習の機会の提供や個別相談を通じ、家庭での教育を支援します。

② 就学支援の充実

義務教育段階における子どもの貧困対策として、必要な経済的支援を行うとともに、研修の実施により、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深め、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

また、特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援を図るほか、経済的な理由により就学が困難な市内在住の市立高等学校の生徒に対し、多様な教育活動に対応できるよう必要な学資を支給します。

③ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援を実施します。

また、児童養護施設等で生活する子どもに対する学習支援を推進するほか、地域における放課後等の学習支援を推進し、充実していきます。

そのほか、安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。

④ 大学等進学の支援

ひとり親家庭等の児童に対して、母子父子寡婦福祉資金による就学支度金及び修学資金の貸付を行い、高校・大学等への進学を支援します。

また、児童養護施設等で生活する子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学する際などに支度金を支給し、自立を支援します。



事業名	事業内容や取組み	所管課
① 私立幼稚園就園奨励費	幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の入園料・保育料を減免する私立幼稚園に対し、就園奨励費補助金を支給します。支給額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯や多子世帯、ひとり親世帯等の負担軽減を図ります。（未婚の母子に対するみなし寡婦控除あり）	幼保支援課
① 保育所・認定こども園等保育料	子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。	幼保運営課
① 幼保小連携・接続の推進	子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するとともに、幼児期の教育の充実を図るため、指定校を中心とした連携・交流活動の定着・活性化、接続期のカリキュラムの作成・普及、家庭に向けた周知・啓発の実施等、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続の強化に取り組みます。	幼保支援課 幼保運営課 指導課
① 私立幼稚園等未就園児預かり事業補助	保育所などに在籍しない2歳児などが、集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）家庭などの育児負担を軽減するため、私立幼稚園などが実施する未就園児預かり事業を助成します。	幼保支援課
① 子育て支援館管理運営	乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場の提供、相談、講座等を行います。	幼保支援課
① 地域子育て支援センター事業	育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任保育士等を配置し、子育て親子の交流の場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、情報提供等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼保支援課
① 子育てリラックス館事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て中の親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で相互交流や相談等を行います。	幼保支援課
① 家庭教育支援事業の実施	学校、各地域団体、行政等との連携を図り、臨床心理士等の様々な講師を招いて、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習機会の提供や、個別相談を行います。	生涯学習振興課
② 就学援助	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
② 教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
② スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
② 特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
② 千葉市育英資金	市内在住で千葉市立高等学校に在学し、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、必要な学資を支給します。	企画課
③ 生活保護世帯等学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮者世帯等の生徒に対し、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援やその他助言などを行います。	保護課
③ 生活保護のうちの教育扶助費（小中学校）	児童生徒のいる生活保護受給世帯に対し、教育扶助費（基準額、給食費、学習支援費及び教材代の定額並びに交通費及び校外活動参加費などの実費）を支給します。	保護課
③ 児童養護施設措置費（教育費）	児童養護施設等に措置されている子どものうち、学習塾に通っている子どもの授業料（月謝）、講習会等の実費相当額を支給します。	こども家庭支援課
③ 放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③ 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進【再掲】	児童生徒に対し、地域ボランティアによる学習支援を行います。	学事課
③ スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
③ スクールカウンセラー活用事業【再掲】	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	指導課
④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等に対し、就学支度資金や修学資金の貸付を行い、大学等への進学を支援します。（全13種の貸付あり）	こども家庭支援課
④ 児童養護施設措置費（大学進学等自立生活支度費）	児童養護施設等に措置されている子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学するなど自立する際に支度金を支給します。	こども家庭支援課

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備します。

① 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業において、相談を受け、必要に応じて適切な関係機関につなぎ、包括的な支援を行います。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

② 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、保育所等の整備や一体型を中心とした放課後子ども教室・放課後児童クラブ（子どもルーム）等の運営を行います。

また、ひとり親家庭への特別の配慮（優先入所、みなし寡婦控除）について、引き続き実施します。

③ 保護者の健康確保

育児や家事、身体及び精神面の健康管理など、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け、相談し支え合う場の提供を行います。

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を実施できるよう体制を強化します。

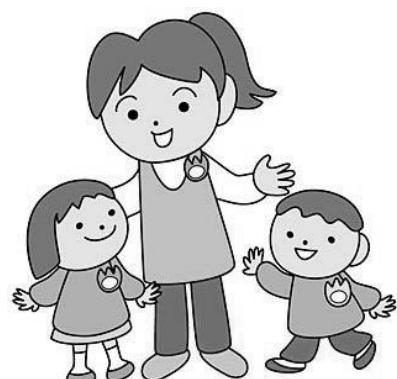
また、保健福祉センター等において、育児不安等で悩んでいる保護者に対して個別相談を行うほか、養育支援訪問等により、養育に関する相談、指導、助言等を行い、適切な養育が行われるよう支援していきます。

④ 住宅の支援

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付により住宅確保の支援を行います。

市営住宅について、ひとり親世帯が優先的に入居できるような措置を講ずるほか、子育て世帯等について、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談を実施しており、こうした取組みにより居住の安定を支援していきます。

生活困窮者に対し、住宅確保給付金を支給し、住宅確保の支援を行います。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
①	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談）	専門の相談員が、就業等の自立支援に関するひとり親家庭の親の相談に応じ、それぞれの状況に応じて適切な助言や指導を行います。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家事援助や保育等のサービスが必要になったひとり親家庭等に、生活支援員を派遣し、家事や保育等の援助を行います。	こども家庭支援課
①	生活支援講習会等事業	ひとり親家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や養育費取得手続きなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭等相談支援事業	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業	専門の相談員が、土日祝日の日中及び平日夜間に、ひとり親家庭の生活全般について、電話による相談業務を行います。	こども家庭支援課
①	身元保証人確保対策事業	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
②	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）	就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
②	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業	希望するすべての児童に、安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、遊びのきっかけとなるような多様なプログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・子どもルームを運営します。	生涯学習振興課 健全育成課
②	時間外保育（延長保育）事業	保育所等に入所している児童のうち、保護者の就労形態、残業等のやむを得ない理由により、定められた保育時間内では対応が困難な場合、時間外の保育を行います。	幼保運営課
②	幼稚園型一時預かり事業	私立幼稚園及び認定こども園が教育時間の前後に実施する「預かり保育」（一時預かり）に対し助成をすることにより、子育て支援を推進します。	幼保支援課
②	一時預かり事業	保護者の育児疲れ、急病、裁判員等に伴う一時的な保育やパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、多様な保育需要に対応するため、一時預かり保育（不定期・定期）を行います。	幼保運営課
②	病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が、病気回復期などであることから、集団保育又は家庭での育児が困難な場合に、その児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	幼保支援課
②	休日保育事業	保護者が就労等のため、日曜日・祝日等に保育を必要とする児童に対し、休日保育を行います。	幼保運営課
②	夜間保育事業	保護者が就労等のため、夜間保育所（おおむね午前11時から午後10時開所）における保育を必要とする児童に対し、夜間保育を行います。	幼保運営課
②	産休明け保育事業	産後休暇後（生後57日目から3か月まで）、就労により保育を必要とする児童を乳児保育を実施する全ての保育所（園）（地域型保育事業を実施する事業所を除く。）で受け入れを行います。	幼保運営課
②	子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたり待機児童ゼロを達成するため、計画的に保育所等を整備します。	幼保支援課
②	子育て短期支援事業	保護者が、育児疲れや冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設等で子どもを養育し、子育てを支援します。	こども家庭支援課
②	ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターを利用する際の利用料の一部を助成することにより、ひとり親家庭の就労支援・負担軽減を図ります。	幼保支援課
②	保育所等・子どもルームへの優先入所	ひとり親家庭の児童について、保育所等・子どもルームへの優先入所を実施します。	幼保運営課 健全育成課
②	保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減（みなし寡婦控除）	保育料、子どもルーム利用料及び私立幼稚園就園奨励費について、シングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	幼保運営課 健全育成課
③	ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】	専門の相談員が、土日祝日の日中及び平日夜間に、ひとり親家庭の生活全般について、電話による相談業務を行います。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の親等がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。	こども家庭支援課

	事業名	事業内容や取組み	所管課
③	妊娠・出産包括支援	母子健康手帳交付時の面接を契機に、産後ケア等の事業を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援が実施できるよう支援体制を強化します。	健康支援課
③	エンゼルヘルパー派遣事業	母親が妊娠中又は出産直後で体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児を援助します。	幼保支援課
③	家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	こども家庭支援課
③	児童家庭支援センター	地域に密着した相談・支援を強化するため、児童に関する家庭・地域住民等からの相談に対し、専門的な知識及び技術的な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行います。	こども家庭支援課
③	育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に、臨床心理士が個別相談を実施します。	健康支援課
③	養育支援訪問	保健師等の養育支援員が家庭を訪問し、保護者に対し、具体的な子育てに関する相談、指導を行います。	健康支援課
④	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、住宅資金及び転宅資金など13種の貸付を行い、ひとり親の自立促進につなげます。	こども家庭支援課
④	市営住宅入居時の優遇措置の推進	ひとり親家庭などについて、優先的に入居できるような措置を実施し、住宅支援を行います。	住宅整備課
④	民間賃貸住宅入居支援制度	ひとり親世帯等を対象に、不動産関係団体の協力のもと、入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。また、本制度利用者を対象に、入居時に家賃保証会社を利用する場合の保証料の一部を助成します。	住宅政策課
④	住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ)	市内の市営住宅、県営住宅、UR都市機構の賃貸住宅など様々な住宅の情報を提供します。	住宅政策課
④	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課

(2) 子どもの生活支援

困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、自立を図れるようにするため、望ましい食習慣や生活習慣を身に着けられるよう食育を推進するとともに、居場所づくりを行うほか、児童養護施設等の退所児童等の自立支援を行います。

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、住居を賃借することができるよう身元保証人確保対策を行い、施設関係者への周知を図ります。

② 食育の推進に関する支援

保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

小・中学校においては、給食の提供により、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において、発達段階に応じた食習慣が身に着いていない場合もあることから、小規模化等による家庭的養護の促進を図り、食をはじめとした生活習慣を身に着ける等、健やかな生育のための支援を行います。

なお、乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たすことから、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、食育の推進を図ります。

③ 子どもの生活支援や居場所づくり

複合的な課題を抱える生活困窮世帯等の子どもに対し、生活習慣や生活環境の改善、学習支援や進学相談などの支援を行う子どもナビゲーターを配置します。

また、その世帯に対し自立支援事業による包括的な支援を行います。

そのほか、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、子どもが地域社会で健やかに育まれるよう環境づくり（居場所づくり）の整備を推進します。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	退所児童等アフターケア事業	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
①	身元保証人確保対策事業【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となつた場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
②	食育の推進に関する支援	子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	幼保運営課
②	保育所食育サイト（ＨＰ）	子育て世帯を対象に、保育所（こども園）の食事の紹介や乳幼児の食についての情報を提供します。	幼保運営課
②	食育の推進【再掲】	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課
②	家庭的養護の推進	児童養護施設等に措置された子どもたちが食をはじめとした生活習慣を身に付けるなど健全な育成が図れるよう、児童養護施設及び乳児院の小規模化を図るとともに、ファミリーホームの整備、里親への委託を促進し、家庭的養護の推進を図ります。	こども家庭支援課
②	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査における栄養指導等で、望ましい食習慣や生活習慣等食育の推進を図ります。	健康支援課
③	子どもナビゲーター	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
③	生活保護世帯等学習支援事業【再掲】	生活保護世帯及び生活困窮者世帯等の生徒に対し、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援やその他助言などを行います。	保護課
③	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
③	子どもの居場所に関する方針策定	こどもカフェ・子ども交流館・プレーパークの運営を行い、その実績をもとに子どもの居場所に関する方針を検討します。	こども企画課
③	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）【再掲】	就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
③	放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業【再掲】	希望するすべての児童に、安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、学びのきっかけとなるような多様なプログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・子どもルームを運営します。	生涯学習振興課 健全育成課

(3) 子どもの就労支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、就労が有利になるための高校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、負担の軽減を図り、就業支援を促進します。

就労支援を必要とする子ども・若者に対し、個々の状況に応じて、就労相談や支援を行っている機関につなぐ支援を行います。

事業名	事業内容や取組み	所管課
退所児童等アフターケア事業 【再掲】	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
身元保証人確保対策事業 【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
子ども・若者総合相談事業	「千葉市子ども・若者総合相談センターLink」に、就労に関する悩みの相談があった場合、個々の状況に応じてハローワーク、地域若者サポートステーション等、就労相談・支援を行っている機関の紹介や同行支援を行います。	青少年サポートセンター
被保護者就労促進事業	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
生活保護受給者等就労自立促進事業	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課



3 保護者の就労・経済的支援

(1) 保護者に対する就労支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。

① 保護者の就労支援

児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムの策定などのハローワークとの連携や高等職業訓練促進給付金事業等を通じ、就業を軸とした自立支援を図ります。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークとの協働により、きめ細やかな支援を図ります。

② 保護者の学び直しの支援

また、ひとり親家庭の親の学び直しを助け、就労に有利になるための講座等や高等学校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、就業支援を促進します。

③ 就労機会の確保

国に準じ、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子福祉団体からの役務の調達等に努めます。

	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子・父子自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会）	（母子・父子自立支援プログラム策定）専門の相談員が、就業など自立支援に関するひとり親家庭の親の相談に応じ、ハローワークと連携して、児童扶養手当受給者に対し、就業支援を行います。 （就業支援講習会）ひとり親家庭の母または父に対し、就業に有利な資格取得や知識の習得ができる講習会を開催し、就業支援を行います。	こども家庭支援課
①	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上指定された養成機関で修業する場合に促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。	こども家庭支援課
①	被保護者就労促進事業【再掲】	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
①	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課
②	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭生活支援等委託事業	千葉市母子寡婦福祉会に事業を委託し、母子福祉団体等からの役務の優先調達を実施しています。	こども家庭支援課
③	母子家庭の母等の雇用促進	本市の非常勤職員等を雇用する際に、母子家庭の母等を積極的に雇用するよう庁内関係各課に周知を図ります。	こども家庭支援課

(2) 経済的な支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

① 手当等の支給、各種負担の軽減など

ひとり親家庭に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、手当の支給や医療費の助成を行うほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金による生活資金や技能習得資金等の貸付を行い、経済的な自立を図る支援をします。

生活保護世帯の子どもが小学校、中学校、高等学校等に入学する際に入学準備のための費用を必要とする場合に必要な額を支給するほか、高等学校等に就学するための入学料及び入学考查料を支給するなど進学時の負担を軽減します。

② 養育費の確保に関する支援

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、養育費に関する相談支援を行います。

	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。	こども家庭支援課
①	母子及び父子家庭等医療費助成事業	資格認定を受けたひとり親家庭等に対し、支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を償還払いにより、助成します。	こども家庭支援課
①	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）（減免・免除）	一定の基準を満たす低所得者世帯の子どもルーム利用料を減免または免除します。	健全育成課
①	保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減（みなし寡婦控除）【再掲】	保育料、子どもルーム利用料及び私立幼稚園就園奨励費について、シングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	幼保運営課 健全育成課
①	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活資金及び技能習得資金など13種の貸付を行い、ひとり親の自立促進につなげます。	こども家庭支援課
①	生活保護の入学準備金	小学校、中学校、高等学校等の入学の際、入学準備の費用を必要とする場合に、基準額の範囲内で必要な額を支給します。また、高等学校等に就学するための入学料及び入学考查料を1回限り支給します。	保護課
②	生活支援講習会等事業【再掲】	ひとり親家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や養育費取得手続きなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課

4 連携体制等

(1) 連携体制の構築

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組みを検討します。

事業名	事業内容や取組み	所管課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
関係機関との連携	学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力体制を強化して、子ども・若者を支援します。	青少年サポートセンター
子どもナビゲーター【再掲】	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待の防止及びDV対策を目的として、関係機関が連携して対応できるよう、情報の共有と今後の処遇方針の協議を行います。	こども家庭支援課
雇用対策協定による労働局との連携	生活困窮者やひとり親家庭の母または父に対する就労支援を行うため、労働局（ハローワーク）との連携を強化します。	保護課 こども家庭支援課
里親制度推進（NPO等協働事業）	NPO団体と協働し、里親の担い手の確保に係る広報・啓発や里親支援団体の育成等を行います。	児童相談所
NPO・地域団体等との連携	NPO団体や地域団体等との連携体制を構築します。	こども家庭支援課

(2) 支援人材の育成

保育士、幼稚園教諭、学校の教職員等、子どもを取り巻く環境に直接かかわる人員をはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困に関する理解を深め、資質の向上を図るための研修の実施を推進します。

また、社会的養護の推進のため、里親支援専門相談員を配置するほか、里親人材の確保を図るとともに児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます。

事業名	事業内容や取組み	所管課
教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
ケースワーカーや就労支援員等に対する研修	ケースワーカーや就労支援員等に対し、研修を行うとともに、外部機関による研修への派遣を行い、支援にあたる職員等の資質向上を図ります。	保護課
母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修	ひとり親家庭の母または父の修業と自立を支援するための相談に応じる専門相談員を外部機関による研修に派遣し、相談員の資質向上を図ります。	こども家庭支援課
個別研修における子どもの貧困対策の強化	保育士や教職員・ケースワーカー等、子どもや家庭に関わる支援者に実施している個別研修において、子どもの貧困問題や「気づき、つなげる」ための知識等の視点を盛り込んでいきます。	こども家庭支援課
里親支援専門相談員配置	里親委託の推進や里親への支援を充実させるため、市内の児童養護施設3施設に里親支援専門相談員を配置します。	こども家庭支援課
里親委託等推進	家庭的養護の推進のため、新たに里親になる人材の発掘、確保に努めます。また、里親とのマッチング、里親家庭への訪問等による支援、里親の養育技術等の向上のための研修等を行います。	児童相談所
児童相談所職員の専門性を強化するための研修	児童相談所職員の専門性を強化するための研修などを行い、相談機能の強化を図ります。	児童相談所

(3) 社会全体での子どもの支援

社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、官公民の連携・支援体制を推進します。

また、このような取組みや既存の制度及び施策等について積極的な情報発信を行います。

事業名	事業内容や取組み	所管課
子どもの貧困対策に関する情報発信	社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、子どもの貧困対策に関する情報を発信します。	こども家庭支援課
市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターナンシップ等各種自立支援策等）	地方公共団体と民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、子ども食堂の設置や、インターナンシップの受入れなど、官公民の連携と支援体制を確立します。	こども家庭支援課

(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集

国が提供する全国的な子どもの貧困の実態や特色ある先進施策の事例などの情報収集や分析を積極的に行い、本市の実情にあった施策の企画、立案に努めます。

事業名	事業内容や取組み	所管課
情報収集	子どもの貧困対策会議、子供の貧困対策フォーラム、子供の未来応援プロジェクト、子供の未来応援国民運動などの動向に注視するとともに、他自治体の好事例や先進事例の情報収集に努めます。	こども家庭支援課



第5章 計画推進にあたって

1 推進体制

子どもの貧困対策に関する施策は広範にわたることから、関係機関等と連携し、施策の推進を図ることが重要です。そのため、本市では、平成28年度より、大綱に規定された子どもの貧困対策を実施する関係各課からなる「千葉市子どもの貧困対策推進協議会」を設置し、子どもの貧困対策に関する総合的な企画や連絡調整を行うこととしております。

当推進協議会において、関係各課が連携して本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況を確認するため、毎年度、府内各課の計画事業の取組状況を調査し、公表していきます。

3 数値目標

独自に目標を設置した次の指標については、特に重点的に取り組んでいきます。

指標①「学校の授業以外での1日あたりの勉強時間」	支援制度(※)の対象児童	本市全児童平均	平成33年度目標
小学6年生・1時間以上(教委 家庭学習時間目安)の割合	34.5%	60.2%	本市全児童と同等に近づける
中学3年生・2時間以上(同上)の割合	20.3%	37.4%	

※ 生活保護・児童扶養手当・就学援助・社会的養護

指標②「進学率」	本市			全国全児童平均(参考)※3	千葉県全児童平均(参考)※3	平成33年度目標
	生活保護世帯児童※1	児童養護施設等児童※2	全児童平均※3			
高等学校等進学率	88.9%	93.8%	99.1%	98.9%	99.0%	本市全児童と同等に近づける
高校卒業後進学率	33.3%	18.2%	84.5%	77.0%	80.2%	
大学等	18.9%	9.1%	60.5%	54.6%	55.4%	100%に近づける
専修学校等	14.4%	9.1%	24.0%	22.4%	24.8%	
高校卒業後(進学率+就職率)	76.5%	90.9%	93.1%	94.5%	93.6%	100%に近づける

※1：平成27年4月1日 本市保護課調べ

※2：平成27年度 本市児童相談所調べ

※3：文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)

參考資料

・子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則 (第一条—第七条)
第二章 基本的施策 (第八条—第十四条)
第三章 子どもの貧困対策会議 (第十五条・第十六条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
 - 三 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
 - 四 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
 - 五 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

・子供の貧困対策に関する大綱

～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

子供の貧困対策に関する大綱

(平成二十六年八月二十九日)

第1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく¹、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている²。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成25年）6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成26年）1月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の

¹子供の貧困率 16.3%（2012年厚生労働省データ）
(2010年OECD加盟34カ国中25位)

(OECD(2014)データ※日本の数値は2009年
15.7%)

²生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8%（全体98.6%）
(2013年厚生労働省／文部科学省データ)

作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年次を目標に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計4回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちではない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとと

もに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むことが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいひ難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本

大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の

収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることからも、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学校部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%（大学等 19.2%、専修学校等 13.7%）

(注) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学

校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在））

○生活保護世帯に属する子供の就職率

- ・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

- ・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

（注 1）平成 25 年 3 月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

（注 2）平成 25 年 3 月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在））

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

- ・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

（注 1）平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年 5 月 1 日現在の進路。

（注 2）高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1 学年～3 学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4 学年～5 学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

（注）母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）

就職率 0.8%

- ・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）

就職率 33.0%

（注 1）中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注 2）高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人數及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人數 1,008 人（平成 25 年度）

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成 24 年度）
小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成 25 年度）

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平

成 25 年度)
(出所：文部科学省初等中等教育局児童
生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準 を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を 認められた者の割合（無利子・有利子）

- ・無利子 予約採用段階：40.0%
在学採用段階：100.0%
- ・有利子 予約採用段階：100.0%
在学採用段階：100.0%

(注 1) 予約採用：進学前に在籍する高等
学校等を通じて奨学金
貸与の申込みを受け付
け、進学後の奨学金を
予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学
等を通じて奨学金貸
与の申込みを受け付
け、奨学金を貸与する
制度。

(注 2) 平成 25 年度においては、在学採
用では 100% 貸与出来ているが、こ
れは、予約採用段階で無利子の貸与
の条件を満たしつつも採用に至ら
なかつた学生等のうち多くの者が
予約採用の有利子を選択したこと
が原因の一つと考えられる。

(出所：独立行政法人日本学生支援機構調
べ（平成 25 年度実績）)

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・母子家庭の就業率：80.6%
(正規の職員・従業員：39.4% パート・
アルバイト等：47.4%)
- ・父子家庭の就業率：91.3%
(正規の職員・従業員：67.2% パート・
アルバイト等：8.0%)

(出所：平成 23 年度全国母子世帯等調
査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17 歳以下の子供全体に占める、貧困
線（等価可処分所得（世帯の可処分所得
得を世帯人員の平方根で割って調整
した所得）の中央値の半分の額）に満
たない 17 歳以下の子供の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人 の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯（世帯主が 18
歳以上 65 歳未満で子供（17 歳以下）
がいる世帯）のうち、大人（18 歳以
上）が一人の世帯の世帯員全体に占め
る、貧困線に満たない世帯員の割合。
(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第 3 に掲げる指標の改善に向け、子供
の貧困対策に関する当面の重点施策として以
下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的 な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォ
ームとして学校を位置付け、総合的な子供の
貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、
学校に通う子供の学力が保障されるよう、少
人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取
組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、
きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市
町村に対し、国が直接改善方策の専門的助
言・体制の整備など重点的な支援を行うこと
を通じ、当該市町村の自律的な改善サイクル
を確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充
実させる観点から、現職教員を中心に、子供
に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に關
する理解を深めていくため、大学や教育委員
会に対し、免許状更新講習や研修における関
連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体
制の充実を図る。特に、学校を窓口として、
貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支
援や福祉制度につなげていくことができるよ
う、地方公共団体へのスクールソーシャルワ
ーカーの配置を推進し、必要な学校において
活用できる体制を構築する。このような体制
構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、
児童相談所、要保護児童対策地域協議会など
の福祉部門と教育委員会・学校等との連携強

化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償

化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受け入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

**(4) 大学等進学に対する教育機会の提供
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)**

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念するがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設

置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通

じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるよう努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自

立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊娠婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンスト

ップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額

を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るために、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてき

たとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成

支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよ

う、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

